

平成30年度 事務事業評価(平成29年度実施事業)

No.	部署名称	課等名称	担当名称	中事業名称	評価結果			ページ数	
					第1次	第2次	第3次		
1	保健福祉部	福祉総務課	福祉総務担当	ふれあいの家事業	改善	改善	改善	1 ~ 5	
2				御坂福祉センター事業	改善	改善	改善	6 ~ 10	
3				社会福祉総務事務	廃止	廃止	廃止	11 ~ 15	
4				春日居福祉会館事業	継続	改善	改善	16 ~ 20	
5				八代福祉センター事業	改善	改善	改善	21 ~ 25	
6			障害福祉担当	障害者介護給付・訓練等給付事業	継続、改善	改善	改善	26 ~ 30	
7				障害者相談支援事業	拡充、継続、改善	改善	改善	31 ~ 35	
8				障害支援区分認定等事業	拡充、継続、改善	継続	継続	36 ~ 40	
9				障害者地域生活支援事業	継続	改善	改善	41 ~ 45	
10				地域福祉担当	高齢者緊急通報システム見守り事業	改善	改善	改善	46 ~ 50
11			高齢者社会活動支援事業		廃止	廃止	廃止	51 ~ 55	
12			社会福祉協議会委託・補助事務		改善	改善	改善	56 ~ 60	
13			成年後見制度推進事業		拡充	改善	改善	61 ~ 65	
14			子育て支援課		子育て支援担当	ファミリーサポートセンター事業	継続	改善	改善
15		石和学童保育クラブ事業		拡充		改善	改善	71 ~ 75	
16		地域子育て支援センター事業		継続		改善	改善	76 ~ 80	
17		生活援護課	生活支援担当	生活困窮者自立支援事業	拡充、継続、改善	改善	改善	81 ~ 85	
18		長寿介護課	地域包括担当	地域包括支援センター運営事業	拡充、継続、改善、縮小	改善	改善	86 ~ 90	
19		健康づくり課	健康企画担当	救急医療事業	継続	継続	継続	91 ~ 95	
20				がん検診事業	継続	改善	改善	96 ~ 100	
21			成人保健担当	シルバー体操指導員養成事業	縮小	縮小	縮小	101 ~ 105	
22				健康診査事業	継続	統合	統合	106 ~ 110	
23				成人予防接種事業	継続	継続	継続	111 ~ 115	
24				母子保健担当	子どもの予防接種事業	継続	改善	改善	116 ~ 120
25					妊婦・乳幼児委託健診事業	継続	継続	継続	121 ~ 125
26			妊婦・乳幼児相談事業		継続	継続	継続	126 ~ 130	

評価結果	第1次評価	第2次評価	第3次評価
拡充	2	0	0
継続	11	5	5
改善	5	17	17
縮小	1	1	1
統合	0	1	1
廃止	2	2	2
計	21	26	26

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		生原淳一
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	福祉総務課福祉総務担当
款	民生費_03	項	社会福祉費_01		目 05社会福祉施設費
大事業	01 社会福祉施設管理運営事業		中事業	09 ふれあいの家事業	
1 事務事業の目的					
社会福祉活動の場を提供し、福祉活動への参加の促進を図り、市民の福祉の増進に寄与するため、笛吹市ふれあいの家の維持管理を行う。					
2 事務事業の対象					
入居団体である笛吹市社会福祉協議会石和地域事務所、笛吹市社会福祉協議会障害者地域活動支援センターふえふき、地域活動支援センターⅢ型(特定営利活動法人さくらハウス石和)、笛吹市つどいの広場が事業を実施している、高齢者、障害者、保育園にまだ入れない子供を持つ親子。					
3 現在の状態					
平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間で指定期間とした指定管理施設として、笛吹市社会福祉協議会を指定管理者として、施設の管理・運営を委託している。					
4 経緯					
平成25年度から指定管理施設として、指定管理者である笛吹市社会福祉協議会へ施設の管理運営を委託している。					
5 根拠法令					
笛吹市ふれあいの家条例					
6 ニーズ					
老人クラブ活動等の拠点、高齢者、障がい者等の相談窓口、子育て支援活動を実施しており、各当事者関係者から引続き事業の継続を望む要望がある。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
施設の老朽化により、トイレ等も具合が悪くなる箇所も増えているが、自分達で直せるものは直し、適宜対応している。					
8 必要性					
福祉活動の場の提供を行い、市民の福祉への理解を深め、福祉活動を促進するための市の施設であり、目的達成のため維持管理を行う必要がある。					

9 昨年度実施した事業内容
1 実施内容 1階に笛吹市社会福祉協議会石和地域事務所、笛吹市社会福祉協議会障害者地域活動支援センターふえふき、地域活動支援センターⅢ型(特定営利活動法人さくらハウス石和)、2階に笛吹市つどいの広場が入居しており、指定管理施設として指定管理者である笛吹市社会福祉協議会へ施設の管理運営の委託を行った。
2 歳出 指定管理委託料 2,209,000円
10 事業で得られた成果
施設のより細部に至るまで目を配り、施設の管理運営を行うことができた。 ・年間利用者数 13,269人 ・各種団体等年間活動回数 93回
11 事業の効果
適正な維持管理を行い、社会福祉活動の推進及び支援が図られた。
12 事業実施期間
指定期間:平成27年4月1日～平成30年3月31日 継続実施。起債の活用から10年を経過する平成33年度以降に解体し、跡地利用を検討する。
13 行政が関与する妥当性
市が設置している施設であるため、維持管理に関する事業を市が実施するのは、妥当である。
14 緊急性
なし
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	ふれあいの家事業
所属名	保健福祉部 福祉総務課 福祉総務担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	社会福祉活動の推進を図る上で、市が設置している施設であり、事業を実施する妥当性がある。不特定多数にサービスが提供され、希望者が利用することから、選択のサービスとした。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	市が設置している施設であるため、市が維持管理に関する事業を実施するのは、妥当である。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	緊急性はないが、日常生活を送る中で公共サービスの1つとして必要なものであり実施していかなければならないものである。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成27年度から平成29年度まで、3年間

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	笛吹市ふれあいの家は、障がい者福祉の増進及び子育て支援など、福祉活動の場を提供することを目的に設置した施設であり、市民からのニーズは、以前と同様にあると考えています。

評価調書

事務事業名	ふれあいの家事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 福祉総務担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	指定管理者制度を導入し、民間に委託することが効率的な業務については、委託を行っている。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	2,994,006	円	利用者 受益者数 (b)	13,269	人	受益者あたりのコスト (a/b)	225.64	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	指定管理導入前の経費と内容を精査し、コストは妥当である。							
コスト削減のための方策について記載								
施設管理の点から、水道光熱費の節約に努めることが、コストの削減につながると思われる。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	2,209,000円		2,209,000円		2,209,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	785,006円		785,006円		785,006円	
③ 年間経費 (①+②)		2,994,006円		2,994,006円		2,994,006円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		2,994,006円		2,994,006円		2,994,006円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	ふれあいの家事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 福祉総務担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	福祉関係団体等が入居し、福祉の活動拠点として場の提供や情報発信を行っている「ふれあいの家」を、地域福祉の推進を目的として地域に密着した活動を実践している社会福祉協議会の指定管理のもと施設活用することは大変有効である。 しかし、建築から既に54年が経過し施設が老朽化していることから、入居団体の移転先の確保ができた段階で取り壊す方向性が示されている。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	ふれあいの家という施設の設置について、その目的に具体性を欠いており、市が所有すべき施設であるか見直す必要がある。建物が老朽化していることから、入居団体に対し、退去期限を示した上で、早期に取り壊す必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	ふれあいの家という施設の設置について、市が所有すべき施設であるか見直す必要がある。建物が老朽化していることから、入居団体に対し、退去期限を示した上で、早期に取り壊す必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度		担当者名	生原淳一	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	福祉総務課福祉総務担当	
款	民生費_03	項	社会福祉費_01		目	05社会福祉施設費
大事業	01 社会福祉施設管理運営事業		中事業	03 御坂福祉センター事業		
1 事務事業の目的						
介護予防事業の活用や老人クラブの活動等地域福祉活動及び御坂地域の各種ボランティアの活動拠点とする御坂福祉センターの維持管理を行う。						
2 事務事業の対象						
センターを利用している老人クラブ、各種ボランティア団体、笛吹市社会福祉協議会の介護保険御坂通所介護事業所、NPO法人障がい者を支える会ありがとうなど、高齢者や障がい者等						
3 現在の状態						
平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間で指定期間とした指定管理施設として、笛吹市社会福祉協議会を指定管理者として、施設の管理・運営を委託している。						
4 経緯						
平成18年度から指定管理施設として、指定管理者である笛吹市社会福祉協議会へ施設の管理運営を委託している。						
5 根拠法令						
笛吹市福祉センター条例、笛吹市福祉センター条例施行規則						
6 ニーズ						
地域福祉活動の拠点、御坂地域の各種ボランティア団体の集会場所として今後も利用したいことや障がい者への生活支援の活動を引続き実施してもらいたいなどの要望がある。						
7 ニーズを踏まえた課題認識						
施設の老朽化により機械設備等の故障も多く修繕等が増えている。						
8 必要性						
社会福祉活動の拠点となる市で設置している施設であり、目的達成のため維持管理を行う必要がある。						

9 昨年度実施した事業内容
1 実施内容 1階に御坂デイサービスセンター、2階にNPO法人笛吹市障がい者を支える会ありがとうございますが入居しており、指定管理施設として指定管理者である笛吹市社会福祉協議会へ施設の管理運営の委託を行った。 2 歳出 指定管理委託料 6,325,000円
10 事業で得られた成果
施設のより細部に至るまで目を配り、施設の管理運営を行うことができた。 ・年間利用者数 8,323人 ・各種団体等年間活動回数 268回
11 事業の効果
適正な維持管理を行い、各種団体が活動を行ったことにより、社会福祉活動の推進及び支援を図ることができた。
12 事業実施期間
指定期間:平成27年4月1日～平成30年3月31日 継続実施
13 行政が関与する妥当性
市が設置している施設であるため、維持管理に関する事業を市が実施するのは、妥当である。
14 緊急性
なし
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	御坂福祉センター事業
所属名	保健福祉部 福祉総務課 福祉総務担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	市が設置している施設であり、事業を実施する妥当性がある。不特定多数の市民にサービスが提供され、希望者が利用することから、選択的なサービスとした。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業		
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業		
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業		
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業		
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業		
評価の根拠	市が設置している施設であるため、維持管理に関する事業を市が実施するのは、妥当である。		
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ	
拡充の理由			

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	緊急性はないが、日常生活を送る中で公共サービスの1つとして必要なものであり実施していかなければならないものである。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成27年度から平成29年度まで、3年間

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	御坂福祉センターは、高齢者の憩いの場及び福祉活動の場を提供することを目的に設置した施設であり、市民からのニーズは、以前と同様にあると考えています。

評価調書

事務事業名	御坂福祉センター事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 福祉総務担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	指定管理者制度を導入し、民間に委託することが効率的な業務については、委託を行っている。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	7,110,006	円	利用者 受益者数 (b)	8,323	人	受益者あたりのコスト (a/b)	854.26	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	指定管理導入前の経費と内容を精査し、コストは妥当である。							
コスト削減のための方策について記載								
施設管理の点から、水道光熱費の節約に努めることが、コストの削減につながると思われる。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	6,325,000円		6,325,000円		6,325,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	785,006円		785,006円		785,006円	
③ 年間経費 (①+②)		7,110,006円		7,110,006円		7,110,006円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		7,110,006円		7,110,006円		7,110,006円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	御坂福祉センター事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 福祉総務担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	指定管理制度導入効果の検証の必要性や、公共施設等総合管理計画に示す今後の施設管理の考え方に基づき、福祉センター機能を維持したまま平成30年度から市直営による運営管理に変更した。 御坂福祉センターの運営管理を通じて、市内に5か所ある福祉センターの今後の配置のあり方等を検討していく。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	福祉センターという施設の設置について、その目的に具体性を欠いており、今後も施設が必要かどうかなど、在り方について検討する必要がある。施設の老朽化が課題となっているが、大規模改修を行うことは難しい。公共施設等総合管理計画の観点から、また、デイサービスセンター機能を有している施設であることから、民間事業者への売却を早期に進める必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	福祉センターという施設の設置について、今後も施設が必要かどうかなど、在り方について検討する必要がある。施設の老朽化が課題となっているが、大規模改修を行うことは難しい。公共施設等総合管理計画の観点から、また、デイサービスセンター機能を有している施設であることから、民間事業者への売却を早期に進める必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	生原淳一	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	福祉総務課福祉総務担当		
款	民生費_03	項	社会福祉費_01		目	01社会福祉総務費	
大事業	02 社会福祉総務事務		中事業	01 社会福祉総務事務			
1 事務事業の目的							
福祉関係の相談等に來られた御坂地域の市民の方の不便さや負担の軽減、業務の効率化、関係支援機関との迅速かつ適切な連携を図るため、御坂福祉センター内にあった社会福祉協議会御坂地域事務所を御坂支所内に移転する御坂地域事務所開設準備金を交付する。							
2 事務事業の対象							
御坂地域の市民							
3 現在の状態							
社会福祉協議会御坂地域事務所は、現在は御坂福祉センター内にある。							
4 経緯							
平成30年4月1日から行政改革の一環として支所の取り扱い業務を変更することに伴い、福祉業務についても、市民の方の負担軽減と業務の効率化、関係機関との迅速かつ適切な連携強化を図るため、社会福祉協議会御坂地域事務所を御坂支所内へ移転することについて社会福祉協議会へお願いをする中で了承してもらった。 については、移転に伴い地域事務所開設に必要なネットワークを設置する初期費用について、市が補助金として交付することとなった。							
5 根拠法令							
笛吹市社会福祉協議会御坂地域事務所開設準備補助金交付要綱							
6 ニーズ							
福祉関係サービスに関する相談窓口の集約化を望む意見があった。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
福祉関係のサービス等については、市以外に、社会福祉協議会その他関係団体等が関わってくるため、ある程度までの集約化は、可能であるが、完全に集約することは難しい。							
8 必要性							
社会福祉協議会地域事務所が、支所内に併設されることにより、相談に來る市民の負担軽減が図れる。 また、市・社会福祉協議会の職員が連携強化を図ることができ、迅速な対応が行えることから支所内へ地域事務所が併設することの効果は大きい。							

9 昨年度実施した事業内容
1 実施内容 (1)御坂支所内へ社協御坂地域事務所が、移転することに伴う関係各課及び社会福祉協議会との協議・調整(随時)
2 歳出 (1)補助金 笛吹市社会福祉協議会御坂地域事務所開設準備金 1,099,116円
10 事業で得られた成果
社協御坂地域事務所が御坂支所内へ、平成29年度中に移転することが出来た。
11 事業の効果
社協御坂地域事務所が御坂支所内へ移転したことにより、市民の利便性が図られると共に、市、社会福祉協議会の職員間の連携強化を図ることが出来た。
12 事業実施期間
平成29年度
13 行政が関与する妥当性
市が、行政改革の一環として支所の取り扱い業務の見直しを行うため。
14 緊急性
平成30年4月1日から、支所の取り扱い業務の変更を行うため。
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	社会福祉総務事務
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 福祉総務担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	市が笛吹市社会福祉協議会へ依頼し、行った事業であり、特定の団体に提供され、日常生活に必要不可欠なサービスである。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	御坂地域事務所で行なうサービスは、主に市が民間に委託し行う業務であるため、市が関与することが妥当である。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	平成30年4月1日から、行政改革の一環として支所業務の変更をするため、平成29年度に事業を実施する必要があった。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成29年度

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	業務を行う中で、市民から手続き等を行うのに、1箇所ですむようにして欲しいという声がある。

評価調書

事務事業名	社会福祉総務事務
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 福祉総務担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	市が支所内へ社会福祉協議会の地域事務所を併設することに伴い、移転ための費用の一部を補助する事業であるため。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	1,884,122	円	笛吹市社会福祉協議会	1	法人	受益者あたりのコスト (a/b)	1,884,122.00	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	御坂地域事務所(職員2名)を御坂支所内に開設するのに伴い、実際にかかったネットワーク設置工事費(PC移設費を含む必要最小限の初期費用のみであり、ランニングコストは除く)を全額補助するものであり、コストは妥当であると思われる。							
コスト削減のための方策について記載								
補助率を100%では無く、下げる。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	0円		0円		1,099,116円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.1 人	785,006円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計 円	0円		0円		785,006円	
③ 年間経費 (①+②)		0円		0円		1,884,122円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		0円		0円		1,884,122円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	-		-		0.00%	

評価調書

事務事業名	社会福祉総務事務
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 福祉総務担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	御坂支所内に社協御坂地域事務所が移転するに当たり必要経費を補助したものであり、平成29年度限りの補助である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input checked="" type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	単年度事業であり、完了しているため
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input checked="" type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input checked="" type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	生原淳一	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	福祉総務課福祉総務担当		
款	民生費_03	項	社会福祉費_01		目	05社会福祉施設費	
大事業	01 社会福祉施設管理運営事業		中事業	06 春日居福祉会館事業			
1 事務事業の目的							
介護予防事業の活用や老人クラブの活動等地域福祉活動及び温泉施設は、市民の交流できる憩いの場として春日居福祉会館の維持管理を行う。							
2 事務事業の対象							
福祉会館を利用している老人クラブ、各種ボランティア団体、春日居ふれあい工房(障害者地域支援センターⅢ型)、市内外の住民や障がい者等。							
3 現在の状態							
平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間で指定期間とした指定管理施設として、笛吹市社会福祉協議会を指定管理者として、施設の管理・運営を委託している。							
4 経緯							
平成18年度から指定管理施設として、指定管理者である笛吹市社会福祉協議会へ施設の管理運営を委託している。							
5 根拠法令							
笛吹市福祉センター条例、笛吹市福祉センター条例施行規則							
6 ニーズ							
地域福祉活動、ボランティア活動ならびに生きがい活動の場として今後も利用したいことや温泉施設についても、住民の交流ができる憩いの場でもあり、特に高齢者からは今後も利用したいので営業を継続してもらいたいなどの要望がある。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
施設の老朽化により、機械設備等の故障も多く修繕料等が増えている。トイレが和式であるが、高齢者の利用も多いので、洋式にしてもらいたいとの要望がある。							
8 必要性							
社会福祉活動の拠点及び市内外の住民の憩いの場となる市で設置している施設であり、目的達成のための維持管理を行う必要がある。							

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容 温泉施設「やまゆりの湯」があり、高齢者の福祉施設としての利用のほか、1階に笛吹市社会福祉協議会春日居地域事務所、地域活動支援センターⅢ型(かすがいふれあい工房)が入居しており、指定管理施設として指定管理者である笛吹市社会福祉協議会へ施設の管理運営の委託を行った。</p> <p>2 歳出 指定管理委託料 14,505,000円</p>
10 事業で得られた成果
施設のより細部に至るまで目を配り、施設の管理運営を行うことができた。 ・年間利用者数 39,127人 ・各種団体等年間活動回数 416回
11 事業の効果
適正な維持管理を行い、各種団体が活動を行い、また、温泉施設による憩いの場の提供を行ったことにより、心身の健康保持及び福祉の増進を図ることができた。
12 事業実施期間
指定期間:平成27年4月1日～平成30年3月31日 継続実施
13 行政が関与する妥当性
市が設置している施設であるため、維持管理に関する事業を実施するのは、妥当である。
14 緊急性
なし
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	春日居福祉会館事業
所属名	保健福祉部 福祉総務課 福祉総務担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	市が設置している施設であり、事業を実施する妥当性がある。不特定多数の市民にサービスが提供され、希望者が利用することから、選択的なサービスとした。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業		
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業		
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業		
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業		
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業		
評価の根拠	市が設置している施設であるため、維持管理に関する事業を市が実施するのは、妥当である。		
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ	
拡充の理由			

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	緊急性はないが、日常生活を送る中で公共サービスの1つとして必要なものであり実施していかなければならないものである。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成27年度から平成29年度まで、3年間

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	春日居福祉会館は、高齢者の憩いの場及び福祉活動の場を提供することを目的に設置した施設であり、市民からのニーズは、以前と同様にあると考えています。

評価調書

事務事業名	春日居福祉会館事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 福祉総務担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	指定管理者制度を導入し、民間に委託することが効率的な業務については、委託を行っている。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	15,290,006	円	利用者 受益者数 (b)	39,127	人	受益者あたりのコスト (a/b)	390.78	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	指定管理導入前の経費と内容を精査し、コストは妥当である。							
コスト削減のための方策について記載								
施設管理の点から、水道光熱費の節約に努めることが、コストの削減につながると思われる。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	14,505,000円		14,505,000円		14,505,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	785,006円		785,006円		785,006円	
③ 年間経費 (①+②)		15,290,006円		15,290,006円		15,290,006円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		15,290,006円		15,290,006円		15,290,006円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	春日居福祉会館事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 福祉総務担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	高齢者を中心に、憩いの場と健康保持及び福祉の推進を図る場として施設の有効活用ができています。 地域福祉の推進を目的に地域に密着した活動を実践し、施設内に地域事務所を構える社会福祉協議会が指定管理者として施設管理を行うことも効果的である。 指定管理料については、毎年度のモニタリングや事業実績を踏まえ、適正な経費積算に努める。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	施設の設置について、その目的に具体性を欠いており、今後も施設が必要かどうかなど、在り方について検討する必要がある。 施設の老朽化が問題となっているが、大規模改修を行うことは難しい。公共施設等総合管理計画の観点から、また、温泉施設を有していることから、民間事業者への売却を早期に進める必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	施設の設置について、今後も施設が必要かどうかなど、在り方について検討する必要がある。 施設の老朽化が問題となっているが、大規模改修を行うことは難しい。公共施設等総合管理計画の観点から、また、温泉施設を有していることから、民間事業者への売却を早期に進める必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	生原淳一	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	福祉総務課福祉総務担当		
款	民生費_03	項	社会福祉費_01		目	05社会福祉施設費	
大事業	01 社会福祉施設管理運営事業		中事業	05 八代福祉センター事業			
1 事務事業の目的							
介護予防事業の活用や、ボランティアの育成等地域福祉活動及び各種団体の活動、老人クラブ活動の拠点とする八代福祉センターの維持管理を行う。							
2 事務事業の対象							
センターを利用している老人クラブ、各種ボランティア団体、県看護協会、笛吹市社会福祉協議会の介護保険八代通所介護事業所、八代育美会(障害者地域支援センターⅢ型)など、高齢者や障がい者等							
3 現在の状態							
平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間で指定期間とした指定管理施設として、笛吹市社会福祉協議会を指定管理者として、施設の管理・運営を委託している。							
4 経緯							
平成18年度から指定管理施設として、指定管理者である笛吹市社会福祉協議会へ施設の管理運営を委託している。							
5 根拠法令							
笛吹市福祉センター条例、笛吹市福祉センター条例施行規則							
6 ニーズ							
地域福祉活動の拠点、ボランティアの育成を行なう場として今後も利用したいことや、障がい者への生活支援の活動を引き続き実施してもらいたいなど、福祉の増進のため、適正な維持管理が求められている。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
施設の老朽化により、機械設備等の故障も多く、修繕等が増えている。							
8 必要性							
社会福祉活動の拠点となる市で設置している施設であり、目的達成のため維持管理を行う必要がある。							

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容 1階に八代デイサービスセンター、市社会福祉協議会八代地域事務所窓口、2階にゆうき訪問看護ステーション(県看護協会)が入居しており、指定管理施設として指定管理者である笛吹市社会福祉協議会へ施設の管理運営の委託を行った。</p> <p>2 歳出 指定管理委託料 10,488,000円</p>
10 事業で得られた成果
<p>施設のより細部に至るまで目を配り、施設の管理運営を行うことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間利用者数 5,786人 ・各種団体等年間活動回数 411回
11 事業の効果
<p>適正な維持管理を行い、各種団体が活動を行ったことにより、社会福祉活動の推進及び支援を図ることができた。</p>
12 事業実施期間
<p>指定期間:平成27年4月1日～平成30年3月31日 継続実施</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>市が設置している施設であるため、維持管理に関する事業を市が実施するのは、妥当である。</p>
14 緊急性
<p>なし</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	八代福祉センター事業
所属名	保健福祉部 福祉総務課 福祉総務担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	市が設置している施設であり、事業を実施する妥当性がある。不特定多数にサービスが提供され、希望者が利用することから、選択的なサービスとした。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業		
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業		
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業		
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業		
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業		
評価の根拠	市が設置している施設であるため、維持管理に関する事業を市が実施するのは、妥当である。		
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ	
拡充の理由			

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	緊急性はないが、日常生活を送る中で公共サービスの1つとして必要なものであり実施していかなければならないものである。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成27年度から平成29年度まで、3年間

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	八代福祉センターは、高齢者の憩いの場及び福祉活動の場を提供することを目的に設置した施設であり、市民からのニーズは、以前と同様にあると考えています。

評価調書

事務事業名	八代福祉センター事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 福祉総務担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	指定管理者制度を導入し、民間に委託することが効率的な業務については、委託を行っている。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	11,273,006	円	利用者 受益者数 (b)	5,786	人	受益者あたりのコスト (a/b)	1,948.32	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	指定管理導入前の経費と内容を精査し、コストは妥当である。							
コスト削減のための方策について記載								
施設管理の点から、水道光熱費の節約に努めることが、コストの削減につながると思われる。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	10,488,000円		10,488,000円		10,488,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	785,006円		785,006円		785,006円	
③ 年間経費 (①+②)		11,273,006円		11,273,006円		11,273,006円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		11,273,006円		11,273,006円		11,273,006円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	八代福祉センター事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 福祉総務担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	高齢者の健康保持及び福祉の増進を図ると共に、一般市民の福祉、研修及び集会の場として設置されているが、公共施設等総合管理計画のもと、現在指定管理者となっている社会福祉協議会を中心に民間への譲渡又は貸与を検討していく。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	福祉センターという施設の設置について、その目的に具体性を欠いており、今後も施設が必要かどうかなど、在り方について検討する必要がある。施設の老朽化が問題となっているが、大規模改修を行うことは難しい。公共施設等総合管理計画の観点から、また、デイサービスセンター機能を有している施設であることから、民間事業者への売却を早期に進める必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	福祉センターという施設の設置について、今後も施設が必要かどうかなど、在り方について検討する必要がある。施設の老朽化が問題となっているが、大規模改修を行うことは難しい。公共施設等総合管理計画の観点から、また、デイサービスセンター機能を有している施設であることから、民間事業者への売却を早期に進める必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	石原 修一	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	福祉総務課障害福祉担当		
款	民生費_03	項	社会福祉費_01		目	02障害者福祉費	
大事業	04 障害者自立支援給付事業		中事業	10 障害者介護給付・訓練等給付事業			
1 事務事業の目的							
障がい者が日常生活及び社会生活を営むための支援を提供し、社会参加の機会を確保することを目的とする。							
2 事務事業の対象							
笛吹市に住所のある18歳以上の障害福祉サービス受給者及び障害福祉サービス利用希望者							
3 現在の状態							
平成30年4月1日現在、障害福祉サービス受給者数385名。							
4 経緯							
平成25年4月1日から施行された、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき実施。							
5 根拠法令							
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) ・笛吹市障害者デイサービス事業実施要綱 							
6 ニーズ							
平成30年4月1日現在、障害福祉サービス受給者数385名となっており、サービス内容、サービス支給量等、常時調整が必要である。また、サービスを新規に利用したい、困っていることに対しサービスが使えるかなど、サービスを絡めた相談対応は頻繁に行われている。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
ニーズは多様化しており、サービスで賄いきれないものもある。また、相談支援事業所のキャパシティを超えつつあり、さらに対象者が増えると新規の相談支援ができなくなるため、事業者の確保が課題となっている。							
8 必要性							
障がい者一人ひとりが安全で安心な日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスを始め多くの支援が必要となる。							

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容</p> <p>(1)障害福祉サービスに係る支給決定処理、支払い処理</p> <p>(2)障害者デイサービス事業に係る支給決定処理、支払い処理</p> <p>2 歳入=653,179千円</p> <p>(1)国庫負担金 434,135千円(障害者自立支援給付費国庫負担金) 3,300千円(障害者医療費国庫負担金)</p> <p>(2)国庫補助金 2,091千円(障害者地域生活支援事業費等補助金)</p> <p>(3)県負担金 212,003千円(障害者自立支援給付費負担金) 1,650千円(障害者医療費負担金)</p> <p>3 歳出=847,776千円</p> <p>(1)手数料 1,317千円(国保連合会手数料)</p> <p>(2)委託料 5,761千円(システム改修費委託料:3,618千円、 障害者デイサービス委託料 社協:728千円 小山荘:86千円 ふれあい:1,330千円)</p> <p>(3)扶助費 840,698千円(障害福祉サービス関連扶助費)</p>
10 事業で得られた成果
障がい者の身体、精神、生活状況に応じたサービスを支給することができた。
11 事業の効果
障害者の身体、精神、生活状況に応じたサービスを提供することで、日常生活力の向上や自立した生活に向けての能力向上に繋がった。
12 事業実施期間
単年度繰返(平成25年度～終期末設定)
13 行政が関与する妥当性
障害者総合支援法に基づき実施していることから妥当である。
14 緊急性
障害者の身体、精神、生活状況に応じたサービス提供は、日常の生活に直結することから、緊急性がある。
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	障害者介護給付・訓練等給付事業
所属名	保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	障がい者が安心安全な日常生活を営むためになくてはならないサービスのため妥当である。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	障害者総合支援法に基づき市が行っているため妥当である。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	障害者にとっての安全・安心な生活に直結している事業である。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	通年(継続)

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	障害者が利用しやすいサービス内容及びサービス提供事業所の増加など、サービスが使いやすい状況となってきたことから今後も増加していくと思われる。

評価調査

事務事業名	障害者介護給付・訓練等給付事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	障害者総合支援法に基づき市が行っているが、障害特性等によりサービスで賄いきれない部分に対応可能な事業所に委託することで、身体機能の維持向上や社会参加が図られる。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	858,060,781	円	障害サービス受給者 受益者数 (b)	390	人	受益者あたりのコスト (a/b)	2,200,155.85	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	障害特性は一人ひとり違うため特性に応じたサービスが必要になってくる。必要なサービス提供を公平に行うため、状況を的確に把握し支援者と連携を図りながら適切なサービス支給が行われていることを確認している。							
コスト削減のための方策について記載								
本事業は、サービスの利用実績に対して給付を行なう事業であり、サービス利用者は一定数いるため、経費の削減余地がない。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	821,269,729円		814,064,548円		847,855,708円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	1.3 人	10,205,073円	1.3 人	10,205,073円	1.3 人	10,205,073円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	10,205,073円		10,205,073円		10,205,073円	
③ 年間経費 (①+②)		831,474,802円		824,269,621円		858,060,781円	
④ 国支出金	円	425,809,500円		428,324,500円		439,526,000円	
⑤ 県支出金	円	212,904,750円		213,412,249円		213,653,489円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		638,714,250円		641,736,749円		653,179,489円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		192,760,552円		182,532,872円		204,881,292円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	障害者介護給付・訓練等給付事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	障害者が身体、精神、生活の状況に応じて利用した障害福祉サービスの実績に対して、基準に基づいた給付を行う事業であり、事業廃止・縮小、扶助費削減ができない。なお、本サービスを利用するためのプランを作成する相談支援事業所が全国的に不足しており、介護や訓練等のサービスにつながらない状況になりつつあることから、事業所の育成が急務である。
<input type="checkbox"/> 拡充		
<input checked="" type="checkbox"/> 継続		
<input checked="" type="checkbox"/> 改善		
<input type="checkbox"/> 縮小		
<input type="checkbox"/> 統合		
<input type="checkbox"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	法律に基づき、引続き実施する必要がある。 課題として事業所不足が挙げられているが、市内業者に限らず広く対象とすることが必要である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名	内藤 三記子	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	福祉総務課障害福祉担当
款	民生費_03	項	社会福祉費_01		目 02障害者福祉費
大事業	11 地域生活支援事業		中事業	05 障害者相談支援事業	
1 事務事業の目的					
障害者(児)、保護者又は介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにする。					
2 事務事業の対象					
障害者、障害児及びその保護者					
3 現在の状態					
保健福祉部福祉総務課内の「障がい者基幹相談支援センター」と、石和町市部地区の「障害者地域活動支援センターふえふき」、同町下平井地区の「ハーモニー」及び八代町北地区の「美咲園福祉支援センター」で相談支援事業を実施している。					
4 経緯					
障害者総合支援法に基づいて、平成26年度から、支援センターふえふき、(福)和音の郷及び(福)美咲会の3か所に委託して相談支援事業を実施してきた。 平成27年度に、3つの事業所と庁内関係課との連携を強化する必要があり、福祉総務課内に市直営の「障がい者基幹相談支援センター」を開設した。					
5 根拠法令					
障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)					
6 ニーズ					
平成28年度と29年度の相談件数を比較すると、平成28年度が424件、29年度が967件と2倍以上増加していることから毎年ニーズが増加している。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
年々相談件数が増加しているにもかかわらず、市内相談支援事業所が増えないため飽和状態が続いている。平成30年度には、相談支援事業の報酬改定によって1事業所が相談支援する件数制限がかかったことからさらに厳しい状況がある。					
8 必要性					
障害者本人及び家族の様々な相談内容に応じて傾聴や助言を与えるためには、相応のスキルが必要である。また、障害福祉サービスは、個々のニーズに合った適切なサービス利用が望ましいが、サービスの利用にあたっての手続き方法やサービス内容に応じたサービスの選択にも相応の知識を要する。利用者にとっては、相談窓口が一本化していることで相談し易い環境ができていることから継続した相談体制が必要である。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 事業主体は笛吹市 事業期間は永続的に実施</p> <p>2 歳入=4,926千円</p> <p>(1) 国庫補助金 3,289千円(障害者地域生活支援事業費補助金)</p> <p>(2) 県補助金 1,637千円(障害者地域生活支援事業費補助金)</p> <p>3 歳出=27,266千円</p> <p>(1) 給料 2,566千円(基幹相談支援センター職員給料)</p> <p>(2) 職員手当等 1,637千円(基幹相談支援センター職員手当)</p> <p>(3) 共済費 719千円(基幹相談支援センター職員共済費)</p> <p>(4) 報償費 230千円(市地域自立支援協議会委員謝礼、地域自立支援協議会運営アドバイザー謝礼、研修会講師謝礼)</p> <p>(5) 旅費 18千円(基幹相談支援センター職員県外研修等旅費)</p> <p>(6) 需用費 15千円(事務用品)</p> <p>(7) 委託料 18,150千円(相談支援事業委託料(市内三事業所))</p> <p>(8) 負担金 3,941千円(基幹相談支援センター相談員出向職員負担金、研修負担金)</p>
10 事業で得られた成果
<p>相談支援事業における相談回数は、平成27年度が4,505回、28年度が5,490回、29年度が9,580回と増加傾向にある。</p>
11 事業の効果
<p>平成27年4月に障がい者基幹相談支援センター(市直営)が開設され、基幹相談支援センターの周知が浸透したことにより相談事業の充実が図られ、相談実績が増加し、障害サービスの利用増加に繋がっている。</p>
12 事業実施期間
<p>単年度繰返(平成16年度～終期末設定)</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>行政サービスに対する幅広い知識と公正・公平な視点から障害サービスに繋がられ、困難ケースに対して様々な機関と連携することが可能である。</p>
14 緊急性
<p>なし</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	05 障害者相談支援事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	障害者相談支援事業は、障害者・障害児・家族等からの高いニーズに応えるものであり、障害福祉サービスを利用するにあたり欠くことができないものである。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	障害者総合支援法に基づいて市が実施する事業である。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	相談支援はサービス利用の入口として欠くことができない事業となっている。利用者にとっては、相談窓口が一本化していることで相談し易い環境ができているため、今後も継続した相談体制が必要である。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	通年(継続)

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	平成28年度と29年度の相談件数を比較すると、平成28年度が424件、29年度が967件と2倍以上増加していることからニーズは年々増加している。

評価調書

事務事業名	05 障害者相談支援事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	障害者総合支援法に、市が実施する(委託することができる)ことが定められている。 これまで、民間委託を増やす努力をしてきたが、現在、委託している3事業所以外には受託を希望する事業者が現れていない。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	37,151,474	円	障害者及び障害児又はその保護者	4,706	人	受益者あたりのコスト (a/b)	7,894.49	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	市直営の基幹相談支援センターの職員は雇い上げ(市職員)が望ましいが、専門職員の確保が困難なことから、民間法人に職員の出向をお願いして対応している。							
コスト削減のための方策について記載								
基幹相談支援センターの運営方法として、基幹自体がケースを持たず、相談支援事業所に委託を行っている当市の運営方法は、県内でも例がない方式をとっており、既に外部委託による最大限のコスト削減が実現できている。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	28,589,758円		28,345,850円		26,946,401円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.9 人	7,065,050円	0.9 人	7,065,050円	1.3 人	10,205,073円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	7,065,050円		7,065,050円		10,205,073円	
③ 年間経費(①+②)		35,654,808円		35,410,900円		37,151,474円	
④ 国支出金	円	4,372,000円		4,171,000円		3,289,000円	
⑤ 県支出金	円	2,186,000円		2,085,000円		1,637,000円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計(④+⑤+⑦)		6,558,000円		6,256,000円		4,926,000円	
⑨ 市の負担額(③-⑧)		29,096,808円		29,154,900円		32,225,474円	
⑩ 受益者負担率(⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	05 障害者相談支援事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	<p>本事業は、障害者(児)と家族からの高いニーズに応え、障害福祉サービスを利用する際に欠くことができないものとなっている。</p> <p>相談支援ニーズは増えているが、受託者が増えないため、新たな事業参入を促していく必要がある。民間事業者の処遇改善や市直営の基幹相談支援センターにおける専門職員の増員等の検討も必要である。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 拡充		
<input checked="" type="checkbox"/> 継続		
<input checked="" type="checkbox"/> 改善		
<input type="checkbox"/> 縮小		
<input type="checkbox"/> 統合		
<input type="checkbox"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	<p>法律に基づき、引続き実施する必要がある。</p> <p>委託業者の1つ「支援センターふえふき」への委託料について、人件費の加算(70万円×2名)を行っている旨の記載がある。本事業に係る相談員とは別に人員の配置を指示していないことから、人件費の二重払いと思われるため、加算分について見直す必要がある。</p>
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	石原 修一	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	福祉総務課障害福祉担当		
款	民生費_03	項	社会福祉費_01		目	02障害者福祉費	
大事業	04 障害者自立支援給付事業		中事業	09 障害支援区分認定等事業			
1 事務事業の目的							
障害者の特性や心身の状態に応じて、必要な障害福祉サービスを支給するため、標準的な支援の度合いを6段階で示すことを目的とする。							
2 事務事業の対象							
障害福祉サービスを受けようとする障害者							
3 現在の状態							
①障害福祉サービスの利用希望に伴い、障害支援区分認定の申請を随時受け付け。②月毎に「認定調査」を委託事業所に依頼、併せて「医師意見書」作成をかかりつけ医に依頼。③調査内容・医師意見書内容を判定システムへ入力(1次判定)。④「認定審査会」により審査判定を行う(2次判定)(1回/月)。⑤判定結果を申請者に通知。 新規申請者および更新者について対応している。							
4 経緯							
平成18年4月に施行した障害者自立支援法で「障害程度区分」が設けられ、平成24年6月に成立した障害者総合支援法において「障害者支援区分」に改められ、平成26年4月から施行となった。							
5 根拠法令							
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)							
6 ニーズ							
障害支援区分認定申請は、新規申請者及び更新者もいることから一定ニーズは常にある。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
障害支援区分の認定までは、 申請→調査・医師意見書→1次判定(システム)→2次判定(審査会) と段階を踏まねばならず、特に件数や対象者の状況により「調査」に時間、手間がかかる。「調査」は専門知識を持ち研修を受けた者が行うため、調査員の確保等が課題となる。							
8 必要性							
公平なサービス利用とするためには、障害者一人ひとりのサービスの必要性を明確に判断しなければならず、審査会により審査判定を行うこととされている。また、審査には「認定調査」「医師意見書」が必要とされている。							

9 昨年度実施した事業内容
1 実施内容 障害支援区分の相談、申請受付、認定調査委託、医師意見書の取りまとめ、システムによる1次判定、認定審査会の開催による2次判定を行った。
2 歳出 =2,390千円 (1) 非常勤特別報酬 1,356千円(審査会委員報酬10名) (2) 食糧費 9千円(委員会開催時のお茶の購入) (3) 手数料 399千円(医師意見書作成料94件) (4) 委託料その他 626千円 (認定調査委託料 社協:54件367,200円、美咲会:38件258,400円)
10 事業で得られた成果
障害者の特性や心身の状態を把握するなかで、必要な支援の度合いを示すことができた。
11 事業の効果
共通の基準から客観的な判定が行われ、障害福祉サービスの種類や支援の量などを決定するための判断材料となった。
12 事業実施期間
単年度繰返(平成26年度～終期末設定)
13 行政が関与する妥当性
障害者総合支援法において、市町村に審査会を置く。とされていることから妥当である。
14 緊急性
障害福祉サービスを必要としている障害者にとっては緊急を要するものではある。
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	障害支援区分認定等事業
所属名	保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	障害者が日常生活を営むために必要なサービスを受けるには障害支援区分の認定が必要となるため妥当である。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	障害者総合支援法に基づき市が行う事業のため妥当である。 (認定に係る経費は28年度より交付税措置されている。)
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	障害者が日常生活を営むために必要なサービスを受けるために、必ず障害支援区分の認定が必要となる。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	通年(継続)

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	障害者が利用しやすいサービス内容及びサービス提供事業所の増加など、サービスが使いやすい状況となってきたことから今後も増加していくと思われる。

評価調書

事務事業名	障害支援区分認定等事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	専門知識が必要となる「認定調査」において委託が適当である。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	7,883,989	円	障害支援区分認定者 受益者数 (b)	261	人	受益者あたりのコスト (a/b)	30,206.85	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	公平にサービスを提供するためには必要な事業であり、手数料および委託料は国からの通知を基にしているなど、妥当なコストとなっている。							
コスト削減のための方策について記載								
サービス利用者は一定数おり、1件当りの手数料と委託料の単価は決まっていることからコスト削減は難しい。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	2,570,900円		2,080,772円		2,388,950円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.7 人	5,495,039円	0.7 人	5,495,039円	0.7 人	5,495,039円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	5,495,039円		5,495,039円		5,495,039円	
③ 年間経費 (①+②)		8,065,939円		7,575,811円		7,883,989円	
④ 国支出金	円	1,156,000円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	578,000円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		1,734,000円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		6,331,939円		7,575,811円		7,883,989円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	障害支援区分認定等事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当

3 部長等による第1次評価

総合評価		評価の根拠	障害者の特性や心身の状態を把握するなかで、必要な支援の度合いを示すことができた。認定調査・認定審査には、専門性が求められることとなるが、専門職員を外部委託により確保できたことで、経費節減も図られている。ただし、障害という特性から調査に要する時間や負担が増しており、さらなる委託先や調査員の確保を進める必要がある。障害支援区分の認定事業は、障害福祉サービスを利用する際に不可欠であるため、毎年継続的に実施していく必要がある。
<input checked="" type="checkbox"/>	拡充		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続		
<input checked="" type="checkbox"/>	改善		
<input type="checkbox"/>	縮小		
<input type="checkbox"/>	統合		
<input type="checkbox"/>	廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価		評価の根拠	法律に基づき、引続き実施する必要がある。
<input type="radio"/>	拡充		
<input checked="" type="radio"/>	継続		
<input type="radio"/>	改善		
<input type="radio"/>	縮小		
<input type="radio"/>	統合		
<input type="radio"/>	廃止		

5 第3次評価

総合評価		評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/>	拡充		
<input checked="" type="radio"/>	継続		
<input type="radio"/>	改善		
<input type="radio"/>	縮小		
<input type="radio"/>	統合		
<input type="radio"/>	廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名	内藤 三記子	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	福祉総務課障害福祉担当
款	民生費_03	項	社会福祉費_01		目 02障害者福祉費
大事業	11 地域生活支援事業		中事業	03 障害者地域生活支援事業	
1 事務事業の目的					
障害者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を実施する。					
2 事務事業の対象					
障害者及び障害児					
3 現在の状態					
目的実現のため、地域活動支援センター事業、意思疎通支援事業、障害者生活支援事業、障害者社会参加促進事業の4事業を委託により実施している。					
4 経緯					
平成25年4月1日に「障害者総合支援法」が施行され、障害者一人ひとりあったサービス提供に加え、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に役立つよう、日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行っている。					
5 根拠法令					
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)					
6 ニーズ					
平成28年度の本事業の利用者は、延べ9,108人、29年度は8,086人であり、障害福祉サービスの利用により減少しているが、依然として8千人を超えている。障害者・障害児が日中活動の場を利用する際には、利用者本人が通所できることが条件となっているが、実際の交通手段の確保が困難な者もあり、潜在的なニーズもあると考えられる。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
利用者本人が通えることが条件となっているが、体調面や交通事情から利用したくても利用できない利用希望者が利用できる仕組みづくりが必要である。					
8 必要性					
自立支援給付等の障害福祉サービスではまかないきれない日常生活の支援を行うものであり、障害者・障害児が日常生活・社会生活を送る上で必要な支援である。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 事業主体は笛吹市 事業期間は永続的に実施</p> <p>2 歳入=37,146千円</p> <p>(1)国庫補助金 24,801千円(障害者地域生活支援事業費補助金)</p> <p>(2)県補助金 12,344千円(障害者地域生活支援事業費補助金)</p> <p>(3)その他 1千円(市外事業所利用者利用料)</p> <p>3 歳出=103,712千円</p> <p>(1)賃金 2,527千円(手話通訳業務嘱託職員賃金)</p> <p>(2)役務費 15千円(手話通訳者等県外派遣手数料・特定健診料・派遣保険料)</p> <p>(3)委託料 39,779千円(地域活動支援センター事業運営委託料等)</p> <p>(4)補助金 15,592千円(地域活動支援センター事業運営補助金)</p> <p>(5)扶助費 45,799千円(社会参加支援事業、訪問入浴サービス事業、日常生活用具給付事業等)</p>
10 事業で得られた成果
<p>障害者が社会の一員として社会参加して、地域で自立した生活が送れるよう、ライフステージに応じた適切な支援を確保することができた。</p>
11 事業の効果
<p>障害者等の自立した地域生活支援の促進が図られた。</p>
12 事業実施期間
<p>単年度繰返(平成25年度～終期末設定)</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>障害者総合支援法に基づいて市が実施する事業であり、障害者等の自立した地域生活促進を図るために必要不可欠な事業として妥当である。</p>
14 緊急性
<p>なし</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	03 地域生活支援事業
所属名	保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	地域生活支援事業は、障害者・障害児が社会の一員として地域において自立した生活が送れるようライフステージに応じた適切な支援をするものである。自立支援給付等の障害福祉サービスではまかないきれない日常生活の支援を行うものであり、障害者・障害児が日常生活・社会生活を送る上で必要な支援である。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	障害者総合支援法に基づいて市が実施する事業である。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	自立支援給付等の障害福祉サービスではまかないきれない日常生活の支援を行うものであり、障害者・障害児の日中の居場所となったり、日常生活を送る上での重要な支援となっていたりするため、必要不可欠なものとなっている。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	通年(継続)

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	利用者数自体は延べで平成28年度が9,108人、29年度が8,086人と減少傾向であるが、減少の要因として、適切な障害福祉サービスにつながったほか、本事業を利用したことによって自立した生活が送れるようになったと考えられることから、利用者の減少＝ニーズの減少では必ずしもない。

評価調査

事務事業名	03 地域生活支援事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	事業実施のためには、場所の確保や専門職員の配置が必要であり、事業内容としても民間のノウハウを活用できることから民間委託等により実施することが望ましい。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	111,562,040	円	障害者・障害児 受益者数 (b)	4,454	人	受益者あたりのコスト (a/b)	25,047.61	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	委託料及び補助金については、実施場所や専門職の確保の面から直営で行うより経費を抑えて実施している。扶助費については、サービスの利用実績に対して給付を行うものであり、対象者を限定することもできないため、経費の削減余地がない。							
コスト削減のための方策について記載								
既に外部活力を導入することによりコストを抑えているため、さらなるコスト削減は難しい。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	101,797,708円		101,436,461円		103,711,984円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.7 人	5,495,039円	0.9 人	7,065,050円	1.0 人	7,850,056円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	5,495,039円		7,065,050円		7,850,056円	
③ 年間経費 (①+②)		107,292,747円		108,501,511円		111,562,040円	
④ 国支出金	円	26,282,000円		25,988,000円		24,801,000円	
⑤ 県支出金	円	13,141,000円		12,994,000円		12,344,000円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		39,423,000円		38,982,000円		37,145,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		67,869,747円		69,519,511円		74,417,040円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	03 地域生活支援事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	<p>障害者が地域で自立した生活を営むことができるようにするもので、ライフステージに応じた適切な支援を行ってきた。</p> <p>事業実施に当っては、専門職の確保が前提となるが、市直営で専門職員を確保し、年間に延べ8,000人を支援することは困難であるため、平成30年度以降も、障害者支援のノウハウを持った事業者に委託して事業を継続していく必要がある。</p>
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	<p>法律に基づき、引続き実施する必要がある。</p> <p>コストについて「更なる削減は難しい」と評価しているが、現在、地域活動支援センター運營業務について、業者と随意契約をしており、契約方法を入札とすることで、競争が働き、サービス向上とコスト削減が図れる可能性がある。</p>
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	高野麻里子	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	福祉総務課地域福祉担当		
款	民生費_03	項	社会福祉費_01		目	01社会福祉総務費	
大事業	17 在宅福祉推進事業		中事業	01 高齢者緊急通報システム見守り事業			
1 事務事業の目的							
在宅の虚弱一人暮らし高齢者等の日常生活上の安全確保と不安の解消を図るとともに、緊急通報システムの利用により、緊急時に早急に対応し、重症化を防ぐ。							
2 事務事業の対象							
在宅で65歳以上の一人暮らし虚弱高齢者、又は虚弱高齢者世帯で、緊急通報システムの必要がある者。							
3 現在の状態							
高齢者緊急通報システム利用者:229人 (うち、生活リズムセンサー付:6人)							
4 経緯							
合併前から全ての町村で実施しており、合併後も引き続き実施している事業である。今後の高齢社会において、「日常生活上の安全確保と不安の解消」は命題であり、平成28年度から新たに一定時間以上の不働の検知で通報する「生活リズムセンサー」を導入し、見守りの強化を促進し、在宅生活の維持に役立てるよう普及を進めている。							
5 根拠法令							
笛吹市高齢者緊急通報システム(ふれあいペンダント)事業実施要綱							
6 ニーズ							
利用者からは、急病で倒れた際、上手く電話のボタンが押せないのではないか、喋ることが出来ず救急車を依頼できないのではないか等の不安の声があがっている。高齢者緊急通報システムを導入することで、急病や事故等の緊急時に通報ができず、発見が遅れるといった事態を未然に防ぐことができる。また、近隣住民に様態確認などの協力要請を行うことができるため、ニーズの増減に関わらず、実施する必要がある事業である。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
近隣住民等の協力員が必要な事業のため、協力員確保が課題となっている。							
8 必要性							
在宅で65歳以上の独居者および高齢者のみ世帯では、急病や事故等の緊急時に通報ができず、発見が遅れる場合があるため、ボタン一つで簡単に通報できる仕組みは必要である。また、通報時に近隣住民に様態確認などの協力要請を行うことでより迅速な対応が期待できる。							

9 昨年度実施した事業内容
<p>ア 役務費 31千円 (通信運搬費)・・・ 笛吹市消防本部設置 直通電話利用料</p> <p>イ 委託料 4,370千円 (委託料 その他)・・・ 緊急通報システム端末保守、 通報受信、相談業務委託料 4,322千円 生活リズムセンサー安否確認業務追加委託料 48千円</p> <p>ウ 備品購入費 626千円 (備品購入費 その他)・・・ 緊急通報装置端末機一式(10台) 518千円 生活リズムセンサー(10台) 108千円</p>
10 事業で得られた成果
<p>緊急搬送が必要な利用者と相談のみの利用者に振り分けて対応を行うことによって、重症化を防ぐと同時に、適切な搬送を行うことができた。</p> <p>通報件数:155件 (うち、相談件数:66件・救急車出動17件)</p>
11 事業の効果
<p>緊急通報システムの設置により緊急時に迅速な対応ができることはもとより、システム設置することにより独居であることの不安を和らげている。また、コールセンターからの定期的な安否確認や相談対応により利用者の状況変化を把握することができ、必要に応じた対応を行うことができた。</p>
12 事業実施期間
<p>利用者がいなくなった場合又はこの事業に代わる緊急通報や見守りが可能となるまで。</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>消防署への通報、協力員や市の関係部署との連絡調整を考えると行政が関与することが妥当である。また、リズムセンサーで24時間動きがなく、協力員とも連絡がつかない利用者の家には市職員が駆けつけている。</p>
14 緊急性
<p>いつ起こるか分からない緊急時に備えるため、継続して実施する必要がある。</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	高齢者緊急通報システム見守り事業
所属名	保健福祉部 福祉総務課 地域福祉担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	在宅で65歳以上の一人暮らし虚弱高齢者、又は虚弱高齢者世帯で、緊急通報システムの必要がある者が対象の事業のため。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	消防署への通報、協力員や市の関係部署との連絡調整を考えると、行政が関与することが妥当である。また、リズムセンサーで24時間動きがなく、協力員とも連絡がつかない利用者の家には市職員が駆けつけている。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	急病や事故等の緊急時に通報ができず、発見が遅れる場合があるため、ボタン一つで簡単に通報できる仕組みが必要であるため。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	利用者がいなくなるまで

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	急病や事故等の緊急時に通報ができず、発見が遅れるといった事態を、通報システムがあることで未然に防ぐことができるため。また、近隣住民に様態確認などの協力要請を行うことでより迅速な対応ができるため。

評価調書

事務事業名	高齢者緊急通報システム見守り事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 地域福祉担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	一部を民間委託(コールセンター方式)することで、誤報を防ぎ、適切な出動要請ができています。また、通報があった際には関係部署等への連絡もあるため、市が関わる必要があります。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	7,382,230	円	65歳以上の虚弱高齢者等 受益者数 (b)	211	人	受益者あたりのコスト (a/b)	34,986.87	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input checked="" type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	設置台数に関わらず契約当初に決めた全体台数での支払いを行っているため、過大なコストがかかっている。							
コスト削減のための方策について記載								
単価での契約を行う。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	4,768,008円		4,770,717円		5,027,213円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.3 人	2,355,017円	0.3 人	2,355,017円	0.3 人	2,355,017円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	2,355,017円		2,355,017円		2,355,017円	
③ 年間経費 (①+②)		7,123,025円		7,125,734円		7,382,230円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		7,123,025円		7,125,734円		7,382,230円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	高齢者緊急通報システム見守り事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 地域福祉担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	契約方法については、見直しの余地あり。 一人暮らし高齢者が増加傾向にある中、利用者数が伸びていない要因を検証し、対象の範囲の見直しや支援者の確保等改善の必要があると思われる。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	業務委託の契約方法を単価契約に見直す必要がある。しかし、民間に同様のサービスがあること、また、過大なコストが掛かっていることから、必ずしも市が実施する必要はなく、利用勧奨を行うなど、手法等を見直すことで、当初の目的が達成される可能性がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	高野麻里子	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	福祉総務課地域福祉担当		
款	民生費_03	項	社会福祉費_01		目	01社会福祉総務費	
大事業	高齢者福祉事業		中事業	高齢者社会活動支援事業			
1 事務事業の目的							
高齢者がボランティア活動を通して地域貢献や社会参加が出来る機会をつくることを目的に、シニアボランティアの養成と活動の支援を行う。							
2 事務事業の対象							
おおむね60歳以上で、ボランティア活動に意欲のある方。							
3 現在の状態							
年間3～4講座を実施し、ボランティアに関わる知識・接遇・対応を養成するとともに、受講者の生きがいと健康づくりに寄与している。							
4 経緯							
市民活動の主体として活躍できる元気な高齢者を増やすため、高齢者ボランティア(シニアボランティア)を養成し、高齢者がボランティア活動を通して地域貢献や社会参加が出来る機会をつくることを目的に開始した。							
5 根拠法令							
笛吹市シルバーボランティア養成事業実施要領							
6 ニーズ							
参加者は毎年一定数いるが、実績報告からも参加者の顔ぶれがいつも一緒であることが確認でき、新規の参加者が少ない状況。ボランティアのニーズはあるが、高齢者社会活動支援事業のニーズが大きいとはあまり言えない。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
これまでの開催で、ある程度の養成が行えており、費用対効果が見られない。							
8 必要性							
これまでの事業実施により、一定のボランティア養成及びボランティア活動の実践がされてきており、所期の目的は達成できた。							

9 昨年度実施した事業内容
歳出 (1)委託料 747,127円 実施講座 3講座 参加者 63人
10 事業で得られた成果
講座を受けることで、参加者の知識を深めるだけでなく、生きがいつくりにもつなげることが出来た。 養成者数:536人 ボランティア活動に繋がった数:85人
11 事業の効果
参加者が地域でボランティア等を行い、活躍している。
12 事業実施期間
平成29年度
13 行政が関与する妥当性
市で行っている介護予防事業等開催時における協力ボランティアの養成講座も併せて行ってきたため、市が関与することが妥当である。しかし、今後住民主体による活動が求められてきている。
14 緊急性
緊急性は認められない。
15 類似事業
市民活動・ボランティアセンター事業(市民活動支援課)

評価調書

事務事業名	高齢者社会活動支援事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 地域福祉担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	おおむね60歳以上で、ボランティア活動に意欲のある方が対象となっているため。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業
	<input checked="" type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	市で行っている介護予防事業等開催時における協力ボランティアの養成も併せて行ってきたため、市が関与することが妥当である。しかし、今後住民主体による活動が求められてきている。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input checked="" type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	受講者のうち、85人がボランティア活動を行っているが、現在は新規の参加者が少なくなってきたため。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成29年度まで

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	受講者が横ばいであり、新規の参加者が少なくなってきたため。

評価調書

事務事業名	高齢者社会活動支援事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 地域福祉担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	専門家のアドバイスが必要となるため、事業は民間委託すべきであると考えられる。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	1,532,133	円	講座参加者 受益者数 (b)	63	人	受益者あたりのコスト (a/b)	24,319.57	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input checked="" type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	年間経費に対し、参加者が少ないため、過大なコストがかかっていると考えられる。							
コスト削減のための方策について記載								
市民活動支援課で行っている『市民活動・ボランティアセンター』において、ボランティアの情報提供を行えるようになったため、その事業の活用を検討する。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	796,562円		776,317円		747,127円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	785,006円		785,006円		785,006円	
③ 年間経費 (①+②)		1,581,568円		1,561,323円		1,532,133円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		1,581,568円		1,561,323円		1,532,133円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	高齢者社会活動支援事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 地域福祉担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	シニアボランティアの養成及び活動支援については、所期の目的を達成し一定の成果が得られた。 今後は、多様な主体による地域をフィールドとした自主的な活動にシフトしていくことから、長寿介護課が進める「生活支援体制整備事業」や市民活動支援課所管の「市民活動・ボランティアセンター事業」により実施が可能となるため、平成29年度をもって廃止とする。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input checked="" type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり、廃止とする。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input checked="" type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input checked="" type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		矢野 洋
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	福祉総務課地域福祉担当
款	民生費_03	項	社会福祉費_01		目 01社会福祉総務費
大事業	社会福祉協議会委託・補助事務		中事業	社会福祉協議会委託・補助事務	
1 事務事業の目的					
住民の心配ごと相談支援の委託及び、地域福祉の推進並びに当事者団体(老人クラブ・障害者団体等)の運営に対する補助を行う。					
2 事務事業の対象					
市民、各種関係団体					
3 現在の状態					
①総合相談事業を社協へ委託し事業を実施している。 ②地域福祉推進事業(地域づくり・福祉教育)として、見守りネットの構築、ふれあい交流事業、ボランティア活動の支援、福祉のこころ醸成事業を実施している。社協へ補助金を交付している。 ③当事者団体(市町老人クラブ、市町障害者団体等)の事務取り扱いについて補助金を交付している。					
4 経緯					
住民の総合的な相談支援や地域福祉の推進、老人クラブや障害者団体等の運営に対し毎年継続的に実施されてきた。					
5 根拠法令					
笛吹市補助金等交付規則、笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則					
6 ニーズ					
①総合相談事業は、相続遺言、土地、離婚に関する法律専門職の事案が主な内容となり、他の相談はその都度対応していることもあり需要が少ない。②地域福祉活動、サロン活動、ボランティア、福祉教育は住民ニーズがあり関心が高い。一人暮らし高齢者との交流に地域により差があるがニーズは高い。③組織運営上の助言や事務、各団体との連携・調整など事務局の役割は重い。各団体ニーズに差はあるが総合的ニーズは高い。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
①総合相談は、法律専門職に対する事案が多く、他の相談員との連携をどのようにしていくのか。また、委託者側の窓口が2課にまたがり統一することも課題である。②様々な活動に対し参加されていない方をどの様に参加させていくのが課題である。③当事者団体組織は、加入者の高齢化が進み事業実施が思うようにできない。主体的運営が困難であるため継続した支援が必要。障害児者家族会は自立できる可能性があり委託見直しが可能と思われる。					
8 必要性					
①住民の多種多様な心配ごとに対し適切な相談の機会の提供が必要とされる。 ②地域全体における福祉全般の推進を担うため必要とされる。 ③老人クラブ・障害者団体等の運営を効果的に遂行していくために必要とされる。 ①②③とも課題認識を踏まえ、個々の事業内容の見直しが必要と思われる。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>①総合相談</p> <p>1 実施内容＝住民の心配ごとに対し相談機会の提供を行った。</p> <p>2 歳出＝委託料 総合相談(福祉総務課分) 2,373千円 相談日開設 46回/年(石和12回、芦川4回、他6回) 相談者143名</p> <p>②地域福祉推進事業</p> <p>1 実施内容＝地域づくり(地域福祉活動推進、サロン活動、ふれあい交流、ボランティア支援)</p> <p>2 歳出＝補助金 32,500千円 地域福祉活動・関係機関との連携309回、参加者数4,057名 サロン活動1,501回、参加者数15,475名、ふれあい交流203回、参加者8,373名 ボランティア支援529回、参加者数3,879名</p> <p>③当事者団体事務取り扱い</p> <p>1 実施内容＝市町老人クラブ、市町障害者団体等の事務局運営支援</p> <p>2 歳出＝補助金 13,580千円 老人クラブ 総会・役員会・事業 355回 障害児者団体 総会・役員会・事業 55回</p>
10 事業で得られた成果
<p>①総合相談・・・実施回数 46回/年(石和12回、芦川4回、他6回) 相談人数143名</p> <p>②地域福祉推進事業・・・地域福祉推進委員会の開催、民児委員・区長会との連携、地域福祉活動計画の推進、広報活動、サロン活動支援、世代間交流、お祭り、ボランティア活動支援・コーディネート、福祉教育、子育て支援等の実施</p> <p>③当事者団体事務取り扱い・・・市町老人クラブ活動支援、障害児者団体等の活動支援</p>
11 事業の効果
<p>社協へ委託や補助金を交付し実施、運営することで、住民と行政の橋渡し役を担い、多種多様な地域福祉を推進し福祉のまちづくりの発展につなげ、誰もが住みよい地域社会の充実に図る。</p>
12 事業実施期間
<p>通年</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>全ての住民が対象となり総合的な住民福祉の観点から市が行うことが妥当である。</p>
14 緊急性
<p>なし</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	社会福祉協議会委託・補助事務
所属名	保健福祉部 福祉総務課 地域福祉担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	住民のあらゆる相談や、高齢者や障がい者が住みよいまちづくりのために大変重要なものである。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	住民個々に見合った相談や当事者だけでなく、地域社会全体で地域福祉を推進し、福祉のまちづくりを発展させていくためには、行政の関与が必要不可欠である。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	住民個々が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち元気な生活を送るために必要不可欠なものである。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	期間に定めなし

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	実績報告を検証し市民の相談件数と団体への支援状況を把握した中で、現状の支援体制が求められる。

評価調書

事務事業名	社会福祉協議会委託・補助事務
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 地域福祉担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	各団体の事務局支援の関わり方について検討の必要がある。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	49,238,006	円	市民・団体 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	704.80	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	実績報告を検証し内容を精査した中で妥当と判断した。							
コスト削減のための方策について記載								
事業実施にあたり、事業委託・補助金交付先と事業内容(人件費、活動時間、事業費等)を精査する中でコストの検証に努める。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	48,480,000円		48,480,000円		48,453,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	785,006円		785,006円		785,006円	
③ 年間経費 (①+②)		49,265,006円		49,265,006円		49,238,006円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		49,265,006円		49,265,006円		49,238,006円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	社会福祉協議会委託・補助事務
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 地域福祉担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	<p>①総合相談委託については、現在市民活動支援課と福祉総務課2課からの委託となっているため、委託形態について検討中である。</p> <p>②地域福祉推進事業費補助については、毎年度実績報告書の提出により事業内容の確認・精査を行っているが、人件費単価の妥当性や事業の実施効果等について更に検証が求められている。</p> <p>③当事者団体の事務取扱い(団体事務局)補助については、他の方法(民間委託、団体独自での事務局職員採用、自主運営等)も検討する必要がある。</p>
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	<p>総合相談については、課を跨ってそれぞれ事業が存在しているため、事業を整理、統合することで事務の効率化に繋がるものと思われる。また、様々な目的の事務事業が混在していることから、目的別に事業化するなど、予算立てを整理する必要がある。</p> <p>補助金については、支出の根拠となる補助金交付に関する規程がないため、早急に整備する必要がある。なお、補助の交付に当たっては、対象とする内容の重複、必要性和効果、積算の項目、単価、数量など精査のうえ決定すること。</p>
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	矢野 洋	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	福祉総務課地域福祉担当		
款	民生費_03	項	社会福祉費_01		目	01社会福祉総務費	
大事業	成年後見制度推進事業		中事業	成年後見制度推進事業			
1 事務事業の目的							
<p>精神上の障がい(知的障害、精神障害、認知症等)により判断能力が十分ではない方が不利益を被らないように成年後見人等を選任することで、本人の権利擁護を図る。また、市民後見人の養成及び法人後見支援事業により地域での支援者の育成を図る。</p>							
2 事務事業の対象							
市民、法人							
3 現在の状態							
<p>○成年後見制度利用支援事業、市民後見人養成等事業、法人後見支援事業、成年後見制度普及啓発事業を社協(後見センターふえふき)へ委託し実施している。 ○市長申立により制度利用している者のうち、後見人等への報酬が支払い困難である場合に報酬の全部または一部を助成している。</p>							
4 経緯							
<p>成年後見制度を利用することで、精神上の障害により判断能力が充分でない方の福祉増進及び権利擁護を図り、また制度自体の利用促進を通年的に実施</p>							
5 根拠法令							
<p>地域生活支援事業実施要綱、笛吹市成年後見制度利用支援事業実施要綱、笛吹市成年後見制度審判請求事務取扱要綱</p>							
6 ニーズ							
<p>判断能力がなく、核家族化で近くに親族がいない、親族がいても支援が困難、虐待等の権利侵害を受けている等、本人に代わって必要な手続きをする後見人等が年々必要とされている。</p>							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
<p>障害者等の保護者、介護者等が、権利を侵害していることに気がついていないケースもあり、制度の普及啓発、市民後見人等の育成を行っていく必要がある。</p>							
8 必要性							
<p>精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症等)により、判断能力が十分ではない方の保護を行う中でも、本人の意思や自己決定権を尊重し、本人が成年後見人等の支援を受けながら地域で生活して行くために必要な制度</p>							

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容＝市長申立審判請求事務、権利擁護検討委員会の運営、法人後見等養成講座等、制度普及啓発活動、後見人等報酬助成</p> <p>2 歳出＝委託料 4,288千円 権利擁護検討会 4回 18事例、制度学習会 3回 参加者数 101名、市民後見人養成講座等26回 参加者数 282名、法人後見学習会等 10回 参加者数 112名 扶助費 1,494千円 対象者 5名</p>
10 事業で得られた成果
<p>○市民後見人養成研修(基礎・専門) 4日間 延べ39名参加、市民後見人名簿登録者7名</p> <p>○市民後見人養成フォローアップ研修 2日間 延べ49名参加</p> <p>○権利擁護検討会市長申立て者決定件数(高齢・障害・生保)12名</p> <p>○報酬助成件数5件</p> <p>○成年後見普及啓発事業31名</p>
11 事業の効果
<p>専門的な知識のある職員がおり、日頃から地域の障害者等との関わりがある社協へ委託実施することで、権利擁護が必要な住民の把握や、障害者等の生活を支えるための地域住民ボランティアの育成と活用ができた。</p> <p>市民への学習会等の普及啓発活動を実施し、制度への理解促進が図られてきたことに加え、継続した市民後見人等の養成の取り組みにより、市民後見人として3名選任される者があった。</p>
12 事業実施期間
通年
13 行政が関与する妥当性
<p>今後、認知症高齢者の増加や核家族化等の進展に伴い、権利擁護が必要な高齢者や障害者等が増加すると見込まれることから、制度利用のための体制整備を図る必要があるので、市の関与は必要である。</p>
14 緊急性
なし
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	成年後見制度推進事業
所属名	保健福祉部 福祉総務課 障害/地域福祉担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	精神上的障害(知的障害、精神障害、認知症等)により、判断能力が十分ではない方の福祉増進及び権利擁護を図るため必要不可欠な制度

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	後見等の業務を適正に行うことができる人材が不足しているため、その育成及び支援を行っている。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	精神上的障害により判断能力が十分ではなく法律行為における意思決定が困難であるために、必要なサービスを受けることができず、本人にとって不利益が生じないために必要不可欠なものである。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	期間に定めなし

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	認知症高齢者や核家族化等により、一人暮らしの高齢者、親族等による成年後見の困難な者が増加している。

評価調書

事務事業名	成年後見制度推進事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 障害/地域福祉担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	地域の社会資源を活かした取組が必要であるため、これまで福祉サービスの利用援助等での実績を活かした活動が期待できる事業者に委託して実施する必要がある。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	6,567,006	円	市民・団体 受益者数 (b)	500	人	受益者あたりのコスト (a/b)	13,134.01	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	実績報告を検証し内容を精査した中で妥当と判断した。							
コスト削減のための方策について記載								
事業実施にあたり、事業委託先と事業内容を精査する中、成年後見制度利用支援事業、市民後見人養成事業、法人後見支援事業における、人件費、活動時間、事業費等、精査する中でコスト削減に努めていく。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	5,330,690円		5,335,240円		5,782,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	785,006円		785,006円		785,006円	
③ 年間経費 (①+②)		6,115,696円		6,120,246円		6,567,006円	
④ 国支出金	円	967,000円		955,000円		778,000円	
⑤ 県支出金	円	484,000円		477,000円		642,000円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		1,451,000円		1,432,000円		1,420,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		4,664,696円		4,688,246円		5,147,006円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	成年後見制度推進事業
所 属 名	保健福祉部 福祉総務課 障害/地域福祉担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	判断能力が十分ではない方の権利擁護を図り、本人の意思や自己決定権を尊重しながら成年後見人等の支援のもと、その人らしい生活をおくるために必要な事業である。社会構造や家族形態等の変化により、今後ますます需要が増えることが予測される。また、現行では、市長申立てにより後見人を選任したケースに限り、後見人報酬への費用助成を行っているが、全国的には市長申立て以外のケースについても本人支払が困難な場合は公費負担による傾向となっていることから、今後検討する必要がある。
<input checked="" type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	委託料について、積算根拠がない、また、随意契約となっており、金額に妥当性が無いことから、改善するべきである。委託している業務のうち、法人後見支援事業について、投資しているにもかかわらず、効果が上がっていないため、原因の究明と見直しが必要である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		山下 由美子	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	子育て支援課子育て支援担当	
款	民生費_03		項	児童福祉費_02	目	01児童福祉総務費
大事業	地域子育て支援事業		中事業	ファミリーサポートセンター事業		
1 事務事業の目的						
仕事と育児の両立など、地域における育児支援の充実を図るため、地域において育児の援助を受けたい者と、育児の援助を行いたい者を組織化し、相互援助活動を行う事業。						
2 事務事業の対象						
育児の援助を受けたい者と、育児の援助を行いたい者						
3 現在の状態						
平成19年度よりNPO法人に委託し事業を実施している。						
4 経緯						
仕事と育児の両立の支援策として平成19年度より事業を開始した。						
5 根拠法令						
児童福祉法 子ども・子育て支援法 笛吹市ファミリーサポートセンター実施要綱						
6 ニーズ						
核家族化の進行、就労形態の多様化といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても、多様なニーズに対応したサービスが求められている。						
7 ニーズを踏まえた課題認識						
協力会員の確保が必要となることから、制度の周知や会員登録等の啓発を行う必要がある。						
8 必要性						
仕事と子育ての両立を支援することで、安心して子育てができる環境を整備する必要がある。						

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容＝育児の援助を受けたい者と、行ないたい者が会員となり、ファミリーサポートセンターが仲介し活動を行う。会員の資質向上のための講習会、研修会の開催。会員同士の交流を図るための交流会の開催。</p> <p>2 歳入</p> <p>(1) 国庫補助金 1,466千円(子ども・子育て支援交付金)</p> <p>(2) 県補助金 1,466千円(山梨地域子ども・子育て支援事業費補助金)</p> <p>3 歳出</p> <p>(1) 需用費 125千円(ちらし・援助活動報告書印刷)</p> <p>(2) 役務費 81千円(保険料)</p> <p>(3) 委託料 5,410千円(運營業務委託料)</p> <p>(4) 補助金 1,454千円(利用料助成)</p>
10 事業で得られた成果
<p>仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てできるように育児の援助活動を展開した。</p> <p>会員数(30年3月末) 依頼会員 592人 提供会員 193人 両方会員 55人 合計820人</p> <p>利用件数 1,985件</p>
11 事業の効果
<p>仕事と子育ての両立を支援することで安心して子育てができる環境を整備することができた。</p>
12 事業実施期間
<p>未定 少子化が進む中、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが必要であり、今後も子育て支援策の充実を図ることが必要である。</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>地域の力を活用し事業を行うことは、市の役割として妥当である。</p>
14 緊急性
<p>少子化が進む中、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが必要である。</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	ファミリーサポートセンター事業
所属名	保健福祉部子育て支援課子育て支援担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	笛吹市子ども・子育て支援事業計画に従って実施している事業。働き方が多様化し、共働き家庭が増えているため、仕事と子育ての両立を支援することで安心して子育てができる環境を整備するため、事業を実施する妥当性がある。援助を受けたい者と援助を行いたい者にサービスが提供され希望者が利用することから選択的サービスとした。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	地域の力を活用し事業を行うことは、市の役割として妥当である。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	少子化が進む中、安心して子どもを生み育てられる環境づくりが必要である。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	未定

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	核家族化の進行、就労形態の多様化といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても、多様なニーズに対応したサービスが求められている。

評価調書

事務事業名	ファミリーサポートセンター事業
所 属 名	保健福祉部子育て支援課子育て支援担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	地域に密着した事業の実施及び知識や豊富な経験を持つ人材が確保できるため。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	8,639,047	円	会員 受益者数 (b)	840	人	受益者あたりのコスト (a/b)	10,284.58	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	事業は、NPO法人に委託している。委託料の内容は必要最小限の積算となっているため。							
コスト削減のための方策について記載								
事業費(委託料)の8割近くが人件費である。削減は難しい。公募を行うことでコスト削減が図れる可能性がある。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	7,918,034円		7,579,494円		7,069,036円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	円	1,570,011円	円	1,570,011円	円	1,570,011円
③ 年間経費 (①+②)		9,488,045円		9,149,505円		8,639,047円	
④ 国支出金	円	1,466,000円		1,466,000円		1,466,000円	
⑤ 県支出金	円	1,466,000円		1,466,000円		1,466,000円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		2,932,000円		2,932,000円		2,932,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		6,556,045円		6,217,505円		5,707,047円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	ファミリーサポートセンター事業
所 属 名	保健福祉部子育て支援課子育て支援担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	核家族化の進展や保護者の就労形態の多様化等により、仕事と子育ての両立を支援するサービスとして欠かすことができない。 地域資源(協力会員である市民の力)を活用し、地域ぐるみの子育て支援を実践する事業である。 安定したサービス提供を行うため、協力会員の確保対策が必要である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	子育て支援施策の一環として、また、育児について、援助を受けたい人のみならず、援助を行いたい人の活躍の場をつくるという意味でも、実施が求められている事業である。継続して同じNPO法人と随意契約を行っているが、多様化するニーズに応えるため、また、競争原理を働かせるためにも、事業者の選定について、企画提案によるプロポーザル方式として実施する必要があると考える。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	小林宏也	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	子育て支援課子育て支援担当		
款	民生費_03	項	児童福祉費_02		目	01児童福祉総務費	
大事業	放課後児童健全育成事業		中事業	石和学童保育クラブ事業			
1 事務事業の目的							
放課後児童支援員のもとで、児童に適切な遊びや生活の場を与え健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援する事業を実施する。							
2 事務事業の対象							
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童							
3 現在の状態							
業務委託により、石和南小・西小・北小・富士見小学童保育クラブを運営							
4 経緯							
児童福祉法に基づき、平成12年以降、石和町内4校に学童保育クラブを開設した。当初は、臨時職員で対応していたが、現在は、委託により事業を継続している。							
5 根拠法令							
・児童福祉法 ・山梨県放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱							
6 ニーズ							
保護者の子育てと就労の両立と子どもの安全な放課後の居場所の確保							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
登録者が増加する中、待機児童、学童保育室不足の解消							
8 必要性							
設置義務はないが、児童福祉法による子育て支援事業の一つに位置づけられており、共働き家庭及びひとり親家庭の増加等から近年利用者が増加傾向である。							

9 昨年度実施した事業内容
1 事業内容＝小学校6年生までの放課後保護者が就労等でない留守家庭の児童を預かる。
2 歳入
(1) 国庫補助金 13,597千円(子ども・子育て支援交付金)
(2) 県補助金 13,072千円(放課後児童健全育成事業補助金)
(3) その他 10,053千円(学童保育保護者負担金)
千円(学童保育保護者負担金過年分)
3 歳出
(1) 消耗品費 189千円(カーペット購入費)
(2) 修繕費 145千円(エアコン等修繕)
(3) 委託料 47,839千円(運營業務委託等)
(4) 備品購入費 295千円(防火カーテン、掃除機、座卓等)
(5) 償還金、利子及び割引料 1,603千円(交付金の確定による返納金)
10 事業で得られた成果
入会児童数:342名 利用児童数:166名 利用率:48.5%
11 事業の効果
児童の放課後の安全確保。保護者の子育てと就労の両立支援に繋がった。
12 事業実施期間
継続 児童福祉法に係る事業で、利用ニーズは高く必要な事業である。
13 行政が関与する妥当性
児童福祉法及び国、県の補助金交付要綱に基づく事業
14 緊急性
なし
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	石和学童保育クラブ事業
所 属 名	保健福祉部子育て支援課子育て支援担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	放課後児童支援員のもとで、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図るため事業を実施する。サービス提供対象は、小学生であり、希望者が申請し利用することから、選択的サービスとした。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	児童福祉法、子ども・子育て支援交付金交付要綱及び山梨県放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱に基づく事業。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	共働き及びひとり親家庭の増加等、子育てを取り巻く環境が変化してきており、保護者の子育てと就労の両立と子どもの安全な放課後の居場所の確保が必要である。近年、利用児童が増加傾向であり、優先して実施する必要がある事業とした。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	未定

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	昼間留守家庭児童の保護、育成及び保護者の子育てと就労の両立の支援へ繋がる。

評価調書

事務事業名	石和学童保育クラブ事業
所 属 名	保健福祉部子育て支援課子育て支援担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	資格を有する人材確保、安定した保育サービスを提供するため民間委託を行っている。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	52,843,436	円	利用児童数	166	人	受益者あたりのコスト	318,333.95	円
			受益者数 (b)			(a/b)		
評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	事業費(委託料)の大部分が支援員の人件費である。必要最小限の人件費での運営を行い、国の補助基準額を下回っている現状である。							
コスト削減のための方策について記載								
事業費(委託料)の大部分が支援員の人件費であり、運営に必要な人員の確保、質的向上に影響があるので難しい。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	47,866,647円		51,881,134円		50,068,471円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.3 人	2,355,017円	0.3 人	2,355,017円	0.3 人	2,355,017円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.2 人	419,948円	0.2 人	419,948円	0.2 人	419,948円
	人件費計	2,774,965円		2,774,965円		2,774,965円	
③ 年間経費 (①+②)		50,641,612円		54,656,099円		52,843,436円	
④ 国支出金	円	13,587,000円		13,829,000円		13,597,000円	
⑤ 県支出金	円	12,892,000円		13,456,000円		13,072,000円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		26,479,000円		27,285,000円		26,669,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		24,162,612円		27,371,099円		26,174,436円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	石和学童保育クラブ事業
所 属 名	保健福祉部子育て支援課子育て支援担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	子どもの安全な放課後の居場所の確保と、保護者の子育て支援策として必須事業である。 現在、2つの学童保育クラブで実施している放課後子ども総合プラン（「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の一体的運営）を、未実施の2クラブについても導入できるよう教育委員会と連携して準備を進めていく。
<input checked="" type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	入会児童数に対し、利用児童が半数以下の48.5%となっている。待機児童の問題がある中、登録しているが利用実績がない児童への対応について、検討が必要である。 市として、放課後に子どもを預かる仕組みについて、均一なサービス提供を見据え、部課を跨いだ検討が必要である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名	山下由美子	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	子育て支援課子育て支援担当
款	民生費_03	項	児童福祉費_02		目 01児童福祉総務費
大事業	地域子育て支援事業		中事業	地域子育て支援センター事業	
1 事務事業の目的					
子育て中の親の孤立感や不安感の解消を図るため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し地域の子育て支援機能の充実を図り子どもの健やかな育てを支援する。					
2 事務事業の対象					
乳幼児及びその保護者					
3 現在の状態					
石和地区: つどいの広場・きっずいさわ・えいわ・わかば保育園 御坂地区: きっずみさか 八代地区: きっずやつしろ 一宮地区: きっずいちのみや					
4 経緯					
総合的な子育て支援を推進するため平成17年につどいの広場を開設。その後市内6か所に子育て支援センターを開設し、地域の子育て支援の充実を図る。					
5 根拠法令					
児童福祉法 子ども・子育て支援法 笛吹市地域子育て支援センター実施要綱					
6 ニーズ					
子育ての不安感等の緩和					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
利用する親子との信頼関係を築き、利用者の様子や相談などから必要に応じて地域や関係機関との連携も必要となるため知識や経験を有する人材の確保が必要。					
8 必要性					
子育てに不安を感じている世帯や子育てに自信が持てない親が増えている現状の中で、親同士の交流の場の提供、また、子育て講座の開催、相談機能を充実させることで、子育ての不安を解消することは行政として大きな役割を担っている。					

9 昨年度実施した事業内容	
1	実施内容＝乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。
2	歳入
(1)	国庫補助金 17,601千円(子ども・子育て支援交付金)
(2)	県補助金 17,571千円(山梨県地域子ども・子育て支援事業費補助金)
3	歳出
(1)	消耗品 61千円(イベント用消耗品)
(2)	燃料費 43千円(つどいの広場ガス代)
(3)	委託料 51,494千円(運営委託料)
(4)	備品購入費 363千円(各センター備品)
(5)	負担金、補助及び交付金 755千円(施設経費負担金)
(6)	償還金、利子及び割引料 50千円(交付金確定による返納金)
10 事業で得られた成果	
子育ての不安感等が緩和された。	
平均利用親子組数(1日当たり) きっずいちのみや 10組 きっずみさか 14組 きっずやつしろ 12組 わかばほいくえん 6組 きっずいさわ 10組 えいわ 6組 つどいの広場 11組	
11 事業の効果	
親同士の交流の場の提を提供することで子育ての不安を解消することができた。	
12 事業実施期間	
事業継続(終期末定)	
13 行政が関与する妥当性	
地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置について、子ども・子育て支援法第59条第1項第9号に基づき市町村が実施する事業である。	
14 緊急性	
なし	
15 類似事業	
なし	

評価調書

事務事業名	地域子育て支援センター事業
所属名	保健福祉部子育て支援課子育て支援担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	少子化や核家族の進行、地域社会の変化など子どもや子育てをめぐる環境が変化する中で子育て機能の低下、子育て中の親の孤立感や不安感の軽減を図るため事業を実施した。乳幼児とその保護者にサービスが提供され希望者が利用することから、選択的サービスとした。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	子育てに不安を感じている世帯や子育てに自信が持てない親が増えている現状の中で、親同士の交流の場の提供また子育て講座の開催、相談機能を充実させることで、子育ての不安を解消することは行政として大きな役割を担っている。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	子育て家庭の孤立感や子育てに係る負担感の軽減を図る。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	未定

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	核家族化等による子育てに係る親の負担感を解消する必要がある。 平均利用親子組数(1日当たり) きっずいちのみや 10組 きっずみさか 14組 えいわ 6組 きっずやつしろ 12組 わかばほいくえん 6組 きっずいさわ 10組 つどいの広場 11組

評価調書

事務事業名	地域子育て支援センター事業
所 属 名	保健福祉部子育て支援課子育て支援担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	単なる遊びの場としての機能だけでなく、交流、相談などの事業を実施しているため、知識や経験を有する人材を民間委託することで確保している。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	55,118,962	円	利用者 受益者数 (b)	41,553	人	受益者あたりのコスト (a/b)	1,326.47	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	国の補助基準額を参考としている。							
コスト削減のための方策について記載								
事業費(委託料)は、人件費であるため削減はむずかしが、保育所への入所が低年齢化していることもあり、開設日数や開設時間等の変更等おこなうことによりコスト削減が図れる可能性がある。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	52,193,949円		53,435,778円		52,763,945円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.3 人	2,355,017円	0.3 人	2,355,017円	0.3 人	2,355,017円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	2,355,017円		2,355,017円		2,355,017円	
③ 年間経費 (①+②)		54,548,966円		55,790,795円		55,118,962円	
④ 国支出金	円	17,414,000円		17,502,000円		17,601,000円	
⑤ 県支出金	円	17,366,000円		17,452,000円		17,571,000円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		34,780,000円		34,954,000円		35,172,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		19,768,966円		20,836,795円		19,946,962円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	地域子育て支援センター事業
所 属 名	保健福祉部子育て支援課子育て支援担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	市内各地域(7か所)に子育て支援センターが設置されている。子育て相談や各趣講座の開催等により、子育ての不安解消や親同士の交流の場の提供ができ、安心して子育てできる環境づくりとして有効な事業である。 常に利用者のニーズを把握しながら、必要に応じ拡充や改善も検討する。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	子育て支援センターについて、7か所に委託料を支払い運営を行っているが、市の施設ではなく、独自に設置している2か所(えいわ、わかば)のセンターについては、委託料ではなく補助金として交付すべきものではないかと考える。委託料の設計について、同一のサービスを提供するため、全ての仕様及び単価等を統一すべきであり、改善する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名	伊藤 孝二	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	生活援護課生活支援担当
款	民生費_03	項	社会福祉費_01		目 01社会福祉総務費
大事業	13 生活困窮者自立支援事業		中事業	01 生活困窮者自立支援事業	
1 事務事業の目的					
生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援等の自立に向けた支援を行う。					
2 事務事業の対象					
生活困窮者及びその家族					
3 現在の状態					
生活困窮者の状態に応じて、①から⑤の支援を行っている。 ①自立相談支援事業・・・就労等の自立に向けた相談、プラン作成 ②食料支援・・・生活困窮者に食料を提供 ③住居確保給付金・・・再就職をしようとする者に家賃相当を支給 ④子供の学習支援事業・・・生活困窮家庭等の子供に学習の支援 ⑤一時生活支援事業・・・住居を失った者に一時的に宿泊や衣食を提供					
4 経緯					
平成27年4月1日より、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化する目的で、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者支援事業がスタートした。これにより、本市においても生活困窮者自立支援事業に取り組むこととなった。					
5 根拠法令					
生活困窮者自立支援法					
6 ニーズ					
働くことができるが、ホームレスや無年金者、貯蓄がない者、金銭管理が困難な者などが多いため、住居や衣食の提供、就職指導など、自立した社会生活が送れるよう支援する必要がある。 【実績】 ・自立相談 H27年度130件→H29年度117件 ・食糧支援(フードバンク) H27年度延182世帯→H29年度延385世帯 ・住居確保給付金支給 H27年度18件→H29年度21件 ・子供の学習支援(H28年～) H28年度54件→H29年度335件 ・一時生活支援 H27年度13回→H29年度72回					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
生活困窮者は、家族の問題、社会からの疎外、心身の不調、家計の問題など、多様で複合的な課題を抱え自ら解決できない状況に陥っているため、行政による包括的・個別的な支援が必要である。					
8 必要性					
本事業の実施により、生活に困窮している人に対し、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることができる。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 事業内容・・・生活困窮者に対して相談・就労・生活・住宅・学習等の支援を行った。 自立相談支援事業、一時生活支援事業、住居確保給付金、学習支援事業、フードバンク</p> <p>2 歳入＝ 6,853千円(一部を再任用職員の人件費に充当)</p> <p>(1) 国庫負担金 6,258千円(生活困窮者自立相談支援事業費等負担金)</p> <p>(2) 国庫補助金 595千円(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)</p> <p>3 歳出＝ 6,983千円</p> <p>(1) 共済費 378千円(相談支援員社会保険料)</p> <p>(2) 賃金 2,556千円(相談支援員賃金)</p> <p>(3) 需用費 111千円(消耗品・食糧費)</p> <p>(4) 委託料 3,164千円(自立相談支援・一時生活支援・子どもの学習支援・システム保守)</p> <p>(5) 扶助費 774千円(住居確保給付金)</p>
10 事業で得られた成果
<p>自立相談人数・・・117人</p> <p>食糧支援件数・・・延1,106件(H29年度新規申請40世帯)</p> <p>住居確保給付金支給回数・・・延21回(6人)</p> <p>子どもの学習利用人数・・・335回(15人)</p> <p>一時生活支援利用者・・・72回(7人)</p>
11 事業の効果
<p>本事業の実施により、生活困窮者への多岐にわたる支援を行い、生活保護への移行を防止するとともに自立した生活を送れるよう促す。</p> <p>平成29年度新規相談受付件数117件、その内、支援開始75件</p>
12 事業実施期間
平成27年4月1日～(終期末設定)
13 行政が関与する妥当性
<p>生活困窮者自立支援法に市町村が実施することが位置づけられている。</p> <p>生活保護への移行を防ぐことを目的とした事業であり行政が実施することが妥当</p>
14 緊急性
その日の宿泊場所や食糧もない生活困窮者対応のため緊急性は高い。
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	生活困窮者自立支援事業
所属名	保健福祉部 生活援護課 生活支援担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	現に、日常生活を送る上で問題を抱え生活困窮となっている家庭に対し、自立のための相談・支援を行うことは生活困窮者自立支援法に基づいている。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	生活困窮者自立支援法により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることが市町村の義務となっている。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	食糧・住居等の不足や離職により、生活に困窮している市民の自立に向けた支援を行うことは、日常的な安全、生活の確保のために必要である。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成27年度から

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	家族のあり方の多様化、核家族化やDV、精神障害など様々な問題の複合化、子どもの貧困、その連鎖など自分たちでは解決できない問題が多くなっている。

評価調書

事務事業名	生活困窮者自立支援事業
所 属 名	保健福祉部 生活援護課 生活支援担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	本事業は、生活困窮者自立支援法により市が実施することとなっているが、業務内容によっては委託も可能であり、委託することで様々な社会資源が活用できる。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	19,151,709	円	自立支援相談者数	117	人	受益者あたりのコスト (a/b)	163,689.82	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	特定活動非営利法人に委託することで、市直営よりコストを抑えることができています。							
コスト削減のための方策について記載								
自立にむけての相談・就労支援業務など民間への委託が考えられる。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	4,819,729円		7,192,099円		6,983,052円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円
	再 任 用 職 員	1.0 人	2,411,143円	1.0 人	2,411,143円	1.0 人	2,411,143円
	嘱 託 職 員	1.0 人	1,907,458円	1.0 人	1,907,458円	1.0 人	1,907,458円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	12,168,657円		12,168,657円		12,168,657円	
③ 年間経費 (①+②)		16,988,386円		19,360,756円		19,151,709円	
④ 国支出金	円	5,415,871円		7,168,781円		6,853,302円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		5,415,871円		7,168,781円		6,853,302円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		11,572,515円		12,191,975円		12,298,407円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	生活困窮者自立支援事業
所 属 名	保健福祉部 生活援護課 生活支援担当

3 部長等による第1次評価

総合評価		評価の根拠	制度が開始(平成27年度)して間もないため、今後、事業の継続とさらなる周知を図っていくことにより、対象者の増加が見込まれる事業である。平成29年度は、117人の自立支援相談に応じ、子どもの学習支援を335回行う等、一定の成果が得られた。本事業は、生活保護受給者の増加を抑制する効果が期待できるため、費用対効果を精査した上でさらに充実していく必要がある。
<input checked="" type="checkbox"/>	拡充		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続		
<input checked="" type="checkbox"/>	改善		
<input type="checkbox"/>	縮小		
<input type="checkbox"/>	統合		
<input type="checkbox"/>	廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価		評価の根拠	生活困窮者自立支援法第4条の規定に、市において実施する責務があると規定されており、継続が必要となる。社会情勢を考えると、今後も利用者の増加が見込まれる。コストについて、一部業務については、委託することにより、安価なコストで実施できていると評価できるが、その他の業務についても、効率化を図れるものについては、委託を検討する必要がある。食糧の現物給付については、国庫負担金の対象外となっているため、支援するための食糧確保が今後の課題と考えられる。
<input type="checkbox"/>	拡充		
<input type="checkbox"/>	継続		
<input checked="" type="checkbox"/>	改善		
<input type="checkbox"/>	縮小		
<input type="checkbox"/>	統合		
<input type="checkbox"/>	廃止		

5 第3次評価

総合評価		評価の根拠	上記のとおり
<input type="checkbox"/>	拡充		
<input type="checkbox"/>	継続		
<input checked="" type="checkbox"/>	改善		
<input type="checkbox"/>	縮小		
<input type="checkbox"/>	統合		
<input type="checkbox"/>	廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名	雨宮秀美	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部 長寿介護課地域包括担当	
款	民生費_03	項	社会福祉費_01		目 03高齢者福祉費
大事業	地域包括支援センター運営事業		中事業	地域包括支援センター運営事業	
1 事務事業の目的					
高齢者が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送ることができるよう、情報提供や相談支援を行う。					
2 事務事業の対象					
市民(65歳以上の高齢者及びその家族)					
3 現在の状態					
平成18年に現在の長寿介護課内に直営の地域包括支援センターを設置し、専門3職種(保健師、主任ケアマネ、社会福祉士)により、市内全域の高齢者に関する相談に応じている。平成29年度は、平成30年度に開設する東部と南部の長寿包括支援センターの事務所の改築とシステム構築を進め、併せて、両センターに配属する専門3職種を2法人から受け入れ、長寿介護課内の地域包括支援センターで業務の引継ぎを兼ねて高齢者に関する相談に応じてきた。					
4 経緯					
平成18年度から長寿介護課内に直営として地域包括支援センターを設置し運営してきた。平成27年度の介護保険制度改正により、地域包括支援センターの機能強化が求められており、また、第6期高齢者福祉計画に、地域包括支援センターを3箇所設置することが定められた。そこで、日常生活圏域を東部・南部・北部の3箇所に見直し、平成30年度から地域包括センターを3箇所設置し、北部は統括及び基幹的役割を担うこととし引き続き市の直営として、東部は(医)銀門会に、南部は(社)笛吹市社会福祉協議会に委託することとなった。					
5 根拠法令					
介護保険法、地域支援事業実施要綱					
6 ニーズ					
高齢化がピークを迎える2025年に向けて、高齢者やその家族からの相談ニーズが高まってくると思われるため、より身近な地域に専門職を配置し、相談体制を強化する必要がある。 【H29年度の相談件数】 ・総合相談 3,950件 ・包括的継続的ケアマネジメント相談 702件					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
3箇所の地域包括支援センターに、市単独で専門3職種を配置し、高齢者とその家族のニーズに応えることは困難であるため、民間や地域の協力をお願いしていく必要がある。(現在、市は、主任ケアマネを採用していない。)今後、北部も民間委託していく方向になったとしても、、委託先での専門3職種(特に保健師)を配置することに苦慮している状況があり、委託を受けられる法人を探すことが難しくなっている。 ※各センターの3職種1人当たり高齢者数が、1,500人以下でなければならない。					
8 必要性					
高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等の増加に伴い、家族だけで高齢者を介護することが困難な状況にあるため、今後は、医療や介護などの専門的な支援のほか、民生委員やボランティアによる日常生活の支援など、地域全体で高齢者とその家族を支える地域包括ケアのネットワークを構築する必要がある。 【高齢者の状況】 ・高齢者人口 H28年19,834人→H30年20,091人 ・在宅独居高齢者 H28年4,098人→H29年4,369人 ・在宅認知症高齢者 H28年1,641人→H29年1,793人					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 A.実施内容=地域包括支援センターの運営。 平成29年度は、2法人から専門3職種を受け入れ、包括的支援業務を行った。 B.地域包括支援センターを2箇所増設するための準備を行った。</p> <p>2 歳出= 57,621,454円 (1)賃金 1,655,300円 (介護支援専門員1名の人件費) (2)報償費 20,000円 (3)旅費 19,460円 (4)需用費 132,536円 (5)役務費 32,475千円 (6)委託料 45,031,840千円(委託法人職員派遣5名の人件費、システム改修、支所レイアウト変更) (7)使用料及び賃借料 5,020,580円(ソフトウェア購入) (8)工事請負費 364,500円 (支所カウンター改修) (9)備品購入費 1,834,763円 (10)負担金、補助金及び交付金 3,510,000円</p>
10 事業で得られた成果
<p>A. 地域包括支援センターを1箇所から3箇所に拡充するための専門3職種が確保でき、包括的支援体制の構築により相談体制の強化が図られた。 B. 平成30年度から八代支所内及び一宮支所内に地域包括支援センターを2箇所開設する準備が整った。</p>
11 事業の効果
<p>住民により近い場所で、専門職による初期相談や地域の医療・介護従事者等との多種職連携を図ることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送ることができるようになる。また、相談の拠点ができることで地域包括ケアの構築につながる。</p>
12 事業実施期間
<p>A. 地域包括支援センターの運営は、平成18年度から(終期末設定) B. 地域包括支援センターの3箇所拡充の準備作業は平成29年度で終了</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>高齢化に向け、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送ることができる環境を整備することは市の責務である。地域包括支援センターは、介護保険法(第115条の46第1項)で定められた地域住民の保健・福祉・医療の向上、高齢者の権利擁護・虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、同条第2項において、市町村は、地域包括支援センターを設置することができると定められている。また、「地域包括支援センターの設置運営について(老計発第1018001号)」において、市町村の責務として、適正に事業を実施することができるよう、その体制の整備に努めなければならないとされている。</p>
14 緊急性
<p>地域包括支援センターには、高齢者やその家族、民生委員、地区住民、警察、医療機関、介護従事者、社会福祉協議会、他市区町村、市役所関係部署等から1日当り10件以上の相談が寄せられており、これに対応していくことが急務である。</p>
15 類似事業
<p>特になし</p>

評価調書

事務事業名	地域包括支援センター運営事業
所属名	保健福祉部 長寿介護課 地域包括担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	地域包括支援センターは、高齢者の生活を地域で支える中核的機関としての役割がある。高齢化がピークを迎える2025年までに、関係機関と協力して地域で高齢者を支える地域包括ケア体制を整える必要がある。高齢者(65歳以上)及びその家族の心身の健康の保持、保健医療の向上及び生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行うことを目的として、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護等の事業を行っている。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	地域包括支援センターは、介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業を実施するために市が設置することができる定められている。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に、平成30年度までに地域包括支援センターを市内3箇所を設置することとなっている。本事業は、高齢者とその家族等からの日々の相談に応じていくため、継続的に実施していく事業である。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成30年度までに3箇所設置

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	超高齢社会に突入し、在宅認知症高齢者や要介護高齢者が増加するなかで、高齢者のみの世帯の増加等により家族の介護力が低下しており、高齢者を家族だけで介護するのではなく、地域で支えていく必要があるため、地域包括ケアの実現が求められている。

評価調書

事務事業名	地域包括支援センター運営事業
所属名	保健福祉部 長寿介護課 地域包括担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	地域包括支援センターには専門3職種を配置する必要があるが、市単独で専門3職種(特に主任ケアマネ)を確保することか困難であるため、民間の人材やノウハウを活用する必要がある。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	67,041,521	円	65歳以上 受益者数 (b)	19,980	人	受益者あたりのコスト (a/b)	3,355.43	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	平成29年度予算に2箇所のセンターの開設準備費用が予算計上されているが、支所のスペースを事務所として有効活用することで経費を抑えることができた。また、センター運営に必要な専門3職種を2法人から受け入れる(委託)ことで、人件費を抑えることができた。							
コスト削減のための方策について記載								
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度以降は、2箇所のセンターを全部委託することで、市の負担を縮減することができる。 平成30年度以降はセンター開設費用が不要になる。 								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	29,102,560円		30,554,283円		57,621,454円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正職員	1.2 人	9,420,067円	1.2 人	9,420,067円	1.2 人	9,420,067円
	再任用職員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱託職員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨時職員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	9,420,067円		9,420,067円		9,420,067円	
③ 年間経費(①+②)		38,522,627円		39,974,350円		67,041,521円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計(④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額(③-⑧)		38,522,627円		39,974,350円		67,041,521円	
⑩ 受益者負担率(⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	地域包括支援センター運営事業
所 属 名	保健福祉部 長寿介護課 地域包括担当

3 部長等による第1次評価

総合評価		評価の根拠	家族の介護力が低下する中で、要介護高齢者は増加傾向にあり、より身近な地域で高齢者を支える仕組みづくりが急務である。平成29年度は、30年度から地域包括支援センターを3箇所へ拡充するための準備が整った。併せて、30年度以降のセンター運営費についても、2箇所を民間委託することで市の負担を抑える道筋ができた。今後は、基幹となる北部センターのマネジメント機能を充実していく必要がある。
<input checked="" type="checkbox"/>	拡充		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続		
<input checked="" type="checkbox"/>	改善		
<input checked="" type="checkbox"/>	縮小		
<input type="checkbox"/>	統合		
<input type="checkbox"/>	廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価		評価の根拠	3か所設置している施設の内、東部及び南部として、2か所を民間委託し、残る1か所、北部については、市直営となっている。長寿包括支援センターには、専門職を配置しなければならないが、その確保が難しいことから、基幹となる業務のみ市が実施し、北部長寿包括支援センターの運営についても委託する必要がある。
<input type="checkbox"/>	拡充		
<input type="checkbox"/>	継続		
<input checked="" type="checkbox"/>	改善		
<input type="checkbox"/>	縮小		
<input type="checkbox"/>	統合		
<input type="checkbox"/>	廃止		

5 第3次評価

総合評価		評価の根拠	上記のとおり
<input type="checkbox"/>	拡充		
<input type="checkbox"/>	継続		
<input checked="" type="checkbox"/>	改善		
<input type="checkbox"/>	縮小		
<input type="checkbox"/>	統合		
<input type="checkbox"/>	廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		橘田 勇貴
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	健康づくり課健康企画担当
款	衛生費_04	項	保健衛生費_01		目 01保健衛生総務費
大事業	03 救急医療事業		中事業	01 救急医療事業	
1 事務事業の目的					
休日・夜間における救急医療及び小児救急医療体制の安定的運用の推進を図り、市民が安心できる医療体制を確保することを目的とする。					
2 事務事業の対象					
市民及び医療機関					
3 現在の状態					
峡東地域の診療所・病院では、役割分担し、休日・夜間の救急患者の診療を行っている。					
4 経緯					
休日・夜間の救急医療体制の確保のため毎年継続的に実施					
5 根拠法令					
なし					
6 ニーズ					
安心して日常生活を送るためには、必要な人が必要な時に救急医療を受けられる環境が必要である。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
近年、休日・夜間に、救急医療を利用する人の約半数が軽症者で救急車の出動件数も増加傾向である。緊急性の高い重症者の治療に支障をきたすことがないよう、救急医療の適正利用を勧めることが大切である。また、開業医の高齢化により事業の継続が困難な状況である。					
8 必要性					
地方公共団体の責務であり、市民の安全・安心のため必要不可欠な事業である。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容 休日・夜間の救急医療体制の確保のため、在宅当番医制事業(一次救急)・病院群輪番制病院運営事業(二次救急)・小児救急医療の整備、補助の実施</p> <p>2 歳入 (1)県補助金 36,945千円 休日夜間急患診療体制整備費補助金 8,596千円 病院群輪番制病院設備整備費補助金 28,349千円</p> <p>3 歳出 (1)委託料 20,600千円 在宅当番医制運営事業委託 2,916千円 在宅当番医制事業委託 17,684千円 (2)負担金、補助及び交付金 54,215千円 小児救急医療事業負担金 4,636千円 病院群輪番制病院運営事業(輪番型)負担金 17,686千円 病院群輪番制病院設備整備費補助金 31,893千円</p>
10 事業で得られた成果
<p>救急医療の適性利用により、多くの命が救われる。 利用実績:①在宅当番医制事業(一次救急医療)／1,673人 ②病院群輪番制病院運営事業(二次救急医療)／3,898人 ③小児救急医療事業／1,893人</p>
11 事業の効果
<p>休日・夜間等の救急医療を受けられる場を提供することにより、市民はいつでも安心して診療を受けることができる。</p>
12 事業実施期間
<p>継続実施</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>救急医療体制の確保は市民が安心して暮らすために行政が実施することが不可欠である。</p>
14 緊急性
<p>なし</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	救急医療事業
所 属 名	保健福祉部健康づくり課健康企画担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	救急医療体制の確保は市民が安心して暮らすために不可欠である。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	地方公共団体の責務であり、市民の安全・安心のため必要不可欠である。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	救急医療体制の確保は市民が安心して暮らすために不可欠である。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	永年

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	安心して日常生活を送るには、必要な人が必要な時に救急医療を受けられる環境が必要である。

評価調書

事務事業名	救急医療事業
所 属 名	保健福祉部健康づくり課健康企画担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	当市は市立病院を持たないため、民間委託する必要がある。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	76,384,099	円	受診者 受益者数 (b)	7,464	人	受益者あたりのコスト (a/b)	10,233.67	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	地方公共団体の責務であり、市民の安全・安心のため必要不可欠である。							
コスト削減のための方策について記載								
近年、救急車の出動件数は増加傾向であるが、休日・夜間に救急医療を利用する人の半数は軽症者である。緊急性の高い重症者の治療に支障をきたすことがないよう、救急医療の適正利用について、峡東保健所等と協働して広報誌やホームページ等で周知を行っている。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	41,220,527円		42,309,751円		74,814,088円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	1,570,011円		1,570,011円		1,570,011円	
③ 年間経費 (①+②)		42,790,538円		43,879,762円		76,384,099円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	8,616,000円		8,596,000円		36,945,000円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		8,616,000円		8,596,000円		36,945,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		34,174,538円		35,283,762円		39,439,099円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	救急医療事業
所 属 名	保健福祉部健康づくり課健康企画担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	市民の安心安全な暮らしを守るため、救急医療体制の確保は必須である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	安全安心な日常生活を送る上で、救急医療の整備は必要であり、継続する必要がある。課題とされている軽症者の救急医療の利用について、重症患者への影響がないよう、また、医療機関の負担増とならないよう対策を講じ、安定した救急医療体制を維持する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名	小林 祐一郎	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	健康づくり課成人保健担当
款	衛生費_04	項	保健衛生費_01		目 02保健事業費
大事業	02 保健事業費		中事業	07 がん検診事業	
1 事務事業の目的					
健康増進法に基づく各種がん検診を行い、がんの早期発見と早期受診及び治療の介入を行うことでがんの死亡率を低下させる事を目的としている。					
2 事務事業の対象					
笛吹市民。各種がんによって対象者年齢は異なる。					
3 現在の状態					
昨年度までは、国の指針で決めている対象者を拡大して市独自の検診補助を行っていた。平成29年度検診から対象者見直しを行い、一部を除き国の設けた指針に沿った受診対象となっている。市独自検診部分については平成31年度に向け、引き続き対象者見直しを行っていく。					
4 経緯					
健康増進法及び「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」補助金の対象者や対象経費に沿いつつ、受診率向上・健康増進を目指し市独自の受診対象を設定してきた。当該補助金の対象経費が年々削減されていく中で、対象について昨年度見直しをかけた。受診率向上については引き続き受診勧奨を行うことで向上を目指す。					
5 根拠法令					
健康増進法 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業					
6 ニーズ					
身近なところで、安価で健診を受けることにより、がんの早期発見、重症化予防ができる。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
旧町単位で検診日を設定しているが、仕事を休む等のリスクもあるため、今後はより多くの市民が受診しやすいよう、個別検診の拡大や効果的な健診にするため、健診後のフォローを行い受診率向上に繋げる。					
8 必要性					
がんは日本人の死亡原因の第1位であり、笛吹市でも男女とものがんが死因の第1位で推移している。近年はがん検診と治療の進歩により早期発見、早期治療が可能となってきていることから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが肝要となってくる。当市においても前年受診者のうち48名にがんが発見されており、市民のがん早期発見の機会となる当事業は市民の生死に直接関わってくる重要な事業である。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容＝各種がん検診を行った。</p> <p>2 歳入</p> <p>(1) 国庫補助金 379千円(感染症予防事業費等国庫負担金)</p> <p>3 歳出</p> <p>(1) 賃金 1,986千円(臨時職員賃金)</p> <p>(2) 需用費 247千円(消耗品費)</p> <p>(3) 役務費 308千円(クーポン券等印刷費)</p> <p>(4) 委託料 88,631千円(各種がん検診)</p> <p>(5) 負担金・補助金 2千円(がん検診クーポン償還払い)</p>
10 事業で得られた成果
<p>受診者：胃がん：3,066人(22.6%)、肝がん：7,889人(43.2%)、大腸がん：6,004人(35.3%) 乳がん：4,997人(41.8%)、肺がん：7,904人(45.3%)、子宮がん：3,065人(27.6%)、 前立腺がん：1,960人(46.4%)</p>
11 事業の効果
<p>世界保健機関によると「がんの約40%は予防可能なため、がん予防は対がん施策のうちでもっとも重要なもので費用対効果に優れた長期施策となる」としている。市が行うがん検診はがんの予防のために市民自らの健康状態を自己確認する機会を与え、ひいては市民の健康な日常生活を守っていく事業である。平成29年度市の健診受診者の中から、48名がんが発見されている。</p>
12 事業実施期間
<p>継続実施</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>健康増進法に基づき、健康増進に取り組むことは国民の責務であり、健康増進事業実施者として、保険者、事業所、市町村、学校が役割を担うことになっている。</p>
14 緊急性
<p>なし</p>
15 類似事業
<p>対象者は異なるが集団健診は市民の利便性向上のため国民健康保険課と合同開催とする。</p>

評価調書

事務事業名	がん検診事業
所属名	保健福祉部 健康づくり課 成人保健担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	各種がんは国の指針において受診対象が指定されており、笛吹市においてもがん早期発見のために国の指針に沿った対象者に受診を勧める必要がある。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	健康増進法によって、自分自身の健康増進に取り組むことは国民の責務であるといわれている。 また、健康増進事業の実施は、保険者、事業者、市町村、学校に課せられている。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	乳がん検診について、国の指針では2年に1回マンモグラフィ検査を実施することになっているが、当市のがん発見の実績から、隔年で超音波健診も実施している。前立腺がん検診については男性に特有のがん発見のために合併時から引き続き行っている。

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	がん検診は、ほぼ全ての自治体において実施されており、自治体の保健福祉水準を確保するために必要となる。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	他にがん対策として有効なものが出るまで

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	市民の健康増進は健康年齢の増進・生活満足度の向上・保険医療費の抑制などの公益ある事業として行うため。

評価調書

事務事業名	がん検診事業
所 属 名	保健福祉部 健康づくり課 成人保健担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	当市は市立病院及び検診実施可能な設備のある施設を持たないため、民間委託する必要がある。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	102,949,084	円	受診者 受益者数 (b)	34,889	人	受益者あたりのコスト (a/b)	2,950.76	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	がん検診補助金は近隣市町村と比較しても平均的な数字である。							
コスト削減のための方策について記載								
国の指針に沿った対象者以外は検診を行わない。補助額を低くする。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	96,091,000円		93,439,000円		91,174,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	1.5 人	11,775,084円	1.5 人	11,775,084円	1.5 人	11,775,084円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	11,775,084円		11,775,084円		11,775,084円	
③ 年間経費 (①+②)		107,866,084円		105,214,084円		102,949,084円	
④ 国支出金	円	1,004,000円		836,000円		379,000円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		1,004,000円		836,000円		379,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		106,862,084円		104,378,084円		102,570,084円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	がん検診事業
所 属 名	保健福祉部 健康づくり課 成人保健担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	がんの早期発見・早期治療により、市民が健康で満足度の高い生活を送ることができることから、今後も対象者の見直しを検討しながら実施していく。 また、健康寿命の延長により、医療費や介護保険給付費等の抑制に繋がる。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	継続的に実施することで、がんの早期発見に繋がり、医療費の拡大を抑えるという効果を期待するものであり、引続き行うことが必要であると考え。しかし、総事業費に対し、国庫補助金が僅かであるため、市単独で行っている健診については、その実績と効果を分析した上で、見直す必要がある。また、受診率を上げるための取組も実施することが望ましい。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	小林 祐一郎	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	健康づくり課成人保健担当		
款	衛生費_04	項	保健衛生費_01		目	02保健事業費	
大事業	02 保健事業費		中事業	04 シルバー体操指導員養成事業			
1 事務事業の目的							
シルバー体操の指導を行うことで高齢者の健康を保持増進する。また、講座終了後、受講者が健康体操指導員として各地域で活動できるようにするため、指導員の養成を行う。							
2 事務事業の対象							
笛吹市民のうちおおむね60歳以上の健康な希望者							
3 現在の状態							
受講者のレベルごとに受講内容が分かれており、今年度以降本事業は初級講座を廃止する。本年度は中級・上級及びスキルアップ研修を行う。本事業は残り2年で終了となり、介護予防体操は長寿介護課で行うようになる。							
4 経緯							
平成18年度から高齢者の健康増進事業として開始された。運動指導の指導者を養成することで各地域で活発なグループ活動を通して健康維持を行ってきた。平成30年度からは長寿介護課で介護予防体操の新規事業が開始されるため、本事業は新規の募集を停止し、平成29年度受講者が修了する平成31年度で事業が終了となる。							
5 根拠法令							
無し							
6 ニーズ							
高齢化社会・核家族化が進むに伴い高齢者は介護を必要としないよう自力で動く必要がある。日常生活において高齢者が介護を必要とすることなく自力で生活を行うためには、虚弱状態に陥らないための方法や介護予防の体操を教えてもらいたいというニーズがある。また、その場を通じて地域活動グループでの交流をしたいというニーズもある。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
地域活動のグループは、旧町村ごとに存在しており、今後、当事業が廃止に向かうに当たって、これまでに培ってきた、このグループの関係性を、長寿介護課のフレイル事業へいかにしてスムーズに繋げていくかが課題となる。							
8 必要性							
介護予防の理論と実技を学び、また、その内容を各地区に伝えることを通して、健康寿命の延伸及び介護予防を目指し、引いては高齢者が活発に活動することの出来る活気あふれた町とするために必要な事業となる。 介護の新規申請の減少により、介護保険給付費の抑制ができ、また、傷病や疾病の予防に役立つことにより、医療費の抑制にも繋がる。							

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容＝初級・中級・上級・スキルアップの体操講座を行った。</p> <p>2 歳出</p> <p>(1) 需用費 67千円(消耗品費・燃料費)</p> <p>(2) 委託料 1358千円(各講座12回・スキルアップ講座6回)</p>
10 事業で得られた成果
<p>平成29年度の受講者は、初級・中級・上級合わせて23人、平成18年度事業開始当時から合計174人養成した。また、各地区で活動を行う地域グループが形成され、そのグループの活動等を通じて体操を地域の高齢者に伝達することができた。</p>
11 事業の効果
<p>初級・中級・上級の養成講習終了後、4つの自主グループが形成され、H29年度は各地域の公民館などで165回活動した。参加した市民の健康寿命の延伸及び介護予防に繋げ、介護の新規申請を抑制することで介護保険給付費の抛出を減少させ、地域グループの活動を活発にさせることで市の福祉向上に役立った。</p>
12 事業実施期間
<p>11月～3月(養成講習)</p> <p>H31年度まで</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>高齢者の健康を維持増進させ、介護保険給付費及び医療費を抑制することが本事業を実施する目的であり、市が関与することは妥当である。</p>
14 緊急性
<p>なし</p>
15 類似事業
<p>長寿介護課で本年度からフレイル事業を開始</p>

評価調書

事務事業名	シルバー体操指導員養成事業
所属名	保健福祉部 健康づくり課成人担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	対象は、おおよそ60歳以上でかつ募集を行ったものの内、希望者のみとなる。地域での体操グループで介護予防体操の普及を行うことを目的とするので、高齢者の健康年齢を増進し活力あふれる町とするために必要となる。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業				
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業				
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業				
	<input checked="" type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業				
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業				
評価の根拠	民間でも個人単位で趣味として運動を行うことはできるが、当事業は住民福祉を目的として、個人だけでなく、地域の中で自主的活動を促すようグループ作りも進めている。当事業を受講して育成されたシルバー体操の指導者により、広く介護予防体操を普及させるためには、公共の福祉の視点が必要であり民間にはできないため、市として支援を行っている。				
	①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/>	はい	<input type="radio"/>	いいえ
拡充の理由					

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業	
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業	
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業	
	<input checked="" type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業	
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業	
評価の根拠	高齢者人口が増えていくことが確実な社会情勢の中で、健康年齢を延伸するために必要である。	
	いつから、いつまで実施しなければならないのか	31年度まで

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	本年度から新規の募集は行っていない。昨年度までの受講者は中級コースを受講する。追加での人員募集はしないため現状維持となる。なお、介護予防体操は近年の健康ブームを受けてニーズが存在するため、長寿介護課での事業で補完していく。

評価調書

事務事業名	シルバー体操指導員養成事業
所 属 名	保健福祉部 健康づくり課成人担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	市の運動指導士だけでは、地域活動グループの内容把握や目標とする講義の回数を行うことができないため、民間への委託が必要となる。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	1,424,446	円	65歳以上市民 受益者数 (b)	399	人	受益者あたりのコスト (a/b)	3,570.04	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	シルバー体操受講に限って市支出としており、地域グループ活動等は自主的な活動としているため妥当とする。							
コスト削減のための方策について記載								
フレイル事業に移行(統合)のため、平成31年度で事業としては廃止となる。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	1,605,834円		1,413,104円		1,424,446円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.4 人	3,140,022円	0.4 人	3,140,022円	0.4 人	3,140,022円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.5 人	1,049,870円	0.5 人	1,049,870円	0.5 人	1,049,870円
	人件費計	4,189,892円		4,189,892円		4,189,892円	
③ 年間経費 (①+②)		5,795,726円		5,602,996円		5,614,338円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		5,795,726円		5,602,996円		5,614,338円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	シルバー体操指導員養成事業
所 属 名	保健福祉部 健康づくり課成人担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	シルバー体操指導員養成事業としては、初期の目的を達成し一定の成果が得られた。 平成32年度からは、長寿介護課が実施するフレイル予防への移行(統合)が決まっていることから、事業自体は統合に向け縮小しながら実施していく。 本事業で得られた成果をいかに新規事業に繋げ、生かされるかが課題である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input checked="" type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	事業統合への取組として、これまでに得られた成果を効果的に活用するため、養成した指導員が地域で積極的に活動できるよう支援する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input checked="" type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input checked="" type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		小林 祐一郎
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	健康づくり課成人保健担当
款	衛生費_04	項	保健衛生費_01		目 02保健事業費
大事業	02 保健事業費		中事業	01 健康診査事業	
1 事務事業の目的					
健康増進法に基づき健康診査・肝炎ウイルス検査・骨粗鬆症検診・歯周疾患検診を増大する医療費や介護費用を抑制するため、また、市民の病気の早期発見・早期治療のために各種健康診査を実施する。					
2 事務事業の対象					
笛吹市民。各健診内容によって対象者年齢等は異なる。					
3 現在の状態					
全戸配布の希望調査により健診を受ける機会を確認し、各種健診の申込みを行っている。特定健診の詳細項目部分検査について、国の指針が変更となり、従来の追加検査項目部分対象者については、国保特定健診の負担となることとなった。受診率向上のため施設での健診を導入したが受診利用は低迷している。集団健診受診率も低いため医療費削減・健康寿命延伸のためにも対策が必要である。					
4 経緯					
合併以来、健康増進法の基本方針にのっとり、市民の健康増進に勤めるよう事業を行ってきた。また、山梨県健康増進計画に基づき山梨県の健康課題に基づいた検診も行っている。市独自部分の検診対象者については、平成29年度に歯周疾患検診対象者を見直しているほか、各種検診を国の指針に沿った年齢の受診対象者とした。					
5 根拠法令					
健康増進法 山梨県市町村健康事業費補助金					
6 ニーズ					
身近なところで、安価で待ち時間なく受診できるとよい。受診するだけでなく各種健診の結果を生かし疾病の早期発見及び重症化予防ができる。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
受診結果により、精密検査や生活改善などが必要であるが、なかなか実践に結びつきにくく、受診する市民が広がらない傾向である。受診しやすい要件や必要性を検討し、受診勧奨や結果を生かしたフォローを行う必要がある。					
8 必要性					
健康診査は市民一人ひとりが、自らの健康状態を自覚する上で、重要な事業である。集団健診及び個別検診は、自らの生活習慣や健康状態を見直す貴重な機会となり、市民がすこやかで生きいきと暮らせる環境づくりが図られるほか、医療費等の社会負担を減らすことにもつながる事業であり、必要である。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容＝各種健康診査を行った。</p> <p>2 歳入</p> <p>(1) 県補助金 3168千円</p> <p>3 歳出</p> <p>(1) 賃金 153千円</p> <p>(2) 需用費 649千円</p> <p>(3) 役務費 82千円</p> <p>(4) 委託料 33650千円</p> <p>(5) 使用料及び賃借料 70千円</p>
10 事業で得られた成果
<p>平成29年度の受診者数</p> <p>健康診査 1,969人</p> <p>肝炎ウイルス検査 253人(7.5%)</p> <p>骨粗しょう症検診 811人(17.9%)</p> <p>歯周疾患検診 657人(7.0%)</p>
11 事業の効果
<p>病気の早期発見や要精密検査の通知等により、生活改善や早期の治療を促し、笛吹市民保健の向上を目指す。健診を受けて終わりではなく、個別に結果を確認し必要な対象者には結果説明会および健康相談、健康教育を実施し、市民に健康的な生活習慣維持を常に意識してもらうよう支援する。また、この事業は健康増進によって医療費の抑制、国民健康保険財源の改善、介護保険財源の改善、後期高齢者保険財源の支出改善に波及する。</p>
12 事業実施期間
継続実施
13 行政が関与する妥当性
<p>健康増進法に基づき、健康増進に取り組むことは国民の責務であり、健康増進事業実施者として、保険者、事業所、市町村、学校が役割を担うことになっている。</p>
14 緊急性
なし
15 類似事業
<p>対象者は異なるが集団健診は市民の利便性向上のため国民健康保険課(特定健診)と合同開催</p>

評価調書

事務事業名	健康診査事業
所 属 名	保健福祉部 健康づくり課成人保健担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	各種健診は国及び県の指針によって対象者が指定されており、笛吹市においても疾病の早期発見のため、対象者に受診を勧める必要がある。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	健康増進法によって、健康増進に取り組むことは国民の責務であり、健康増進事業を実施することは、保険者、事業所、市町村、学校に課せられている。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	健診結果のフォロー及びより正確な検診結果とするため追加項目の検査を行っている。なお、追加項目として行ってきた部分については、本年度から、特定健診において必須の検査項目とされたため、拡充は不要となる。

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	健康診断は、ほぼ全ての自治体において実施されており、自治体の保健福祉水準を確保するために必要となる。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	永年

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	当事業は市民の健康年齢の増進、疾病の早期発見と予防及び生活満足度の向上、保健医療費の抑制など、公益性の高い事業であり、自治体が主体となって実施を勧奨していく必要がある。

評価調書

事務事業名	健康診査事業
所 属 名	保健福祉部 健康づくり課成人保健担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	当市は市営病院及び健診受診可能な設備のある福祉センター、人員を持たないため、民間委託する必要がある。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	44,425,838	円	受診者 受益者数 (b)	18,005	人	受益者あたりのコスト (a/b)	2,467.42	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	健診価格は近隣市町村と比較して平均的な価格である。また、健診へのコスト支出は医療費や保険料のコスト削減へ繋がり、さらに高齢社会を迎えるこれからの時代にとって、健診事業へのコスト支出は、健康寿命延伸のためにも妥当である。							
コスト削減のための方策について記載								
他の健診機関の業務内容の確認と比較、健診対象者の見直し。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	33,855,714円		33,235,825円		28,725,726円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	2.0 人	15,700,112円	2.0 人	15,700,112円	2.0 人	15,700,112円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	15,700,112円		15,700,112円		15,700,112円	
③ 年間経費 (①+②)		49,555,826円		48,935,937円		44,425,838円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	4,906,000円		3,751,000円		3,168,000円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		4,906,000円		3,751,000円		3,168,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		44,649,826円		45,184,937円		41,257,838円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	健康診査事業
所 属 名	保健福祉部 健康づくり課成人保健担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	健康増進法により努力義務が課せられた事業であり、市民が健康な生活をおくるためには欠かせない事業である。 健診により病気の早期発見・早期治療ができ、また重症化を防ぐことから医療費等の削減に繋がる。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	継続的に実施することで、疾病の早期発見に繋がり、重症化及び医療費の拡大を抑えるという効果を期待するものであり、引続き行うことが必要であると考え。一方で、受診率が低いことから事業効果が発揮されているとは言えない状況であり、その要因を探り対策を講じる必要がある。 検診に関わる事業については、複数課で事業化されており、市民の一貫した健康増進を実現するため、事務を統合することも必要と考える。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input checked="" type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input checked="" type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		小林 祐一郎	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	健康づくり課成人保健担当	
款	衛生費_04	項	保健衛生費_01		目	02保健事業費
大事業	01 予防接種事業費		中事業	03 成人予防接種事業		
1 事務事業の目的						
予防接種法に基づき、高齢者インフルエンザ及び肺炎球菌の予防接種を実施し、事前に抗体を得ることで重症化の防止と社会的蔓延を防ぐ。						
2 事務事業の対象						
高齢者インフルエンザ予防接種対象者:65歳以上市民もしくは60～64歳の心臓・腎臓・呼吸器等の慢性疾患患者/肺炎球菌予防接種対象者:接種履歴の無い65歳～100歳の5歳刻み年齢市民もしくは60～64歳の慢性疾患患者						
3 現在の状態						
B類疾病(個人予防を目的とする感染症)に指定された予防接種(インフルエンザ・肺炎球菌)について実施を行っている。接種補助金は峡東3市で同じ価格を設定している。						
4 経緯						
平成13年予防接種法改正でインフルエンザがB類疾病に、平成26年改正で肺炎球菌が同疾病に追加された。助成額について、近隣市町村と足並みを揃えている。また、医療機関と相互に協力して実施している。なお、肺炎球菌予防接種は、平成26年10月1日から平成31年3月31日までの間、経過措置が設けられており、平成31年度からは65歳の市民のみが対象となる。						
5 根拠法令						
予防接種法						
6 ニーズ						
インフルエンザ、肺炎は、高齢になると重症化しやすく、命にかかわることもあるため、予防接種は有効と思われるが、接種料金が高額なため一部補助を希望している。						
7 ニーズを踏まえた課題認識						
B類疾病(個人予防を目的とする感染症)についてはA類(集団予防を目的とする感染症)と異なり、接種を受けるか否かは任意となる。そのため、勧奨通知等の積極的な関わりで接種率の向上を目指すことには配慮が必要とされている。						
8 必要性						
予防接種によって獲得した免疫が、感染症の蔓延を抑制していることは日常忘れられがちだが、実施により一定の免疫水準が確保され、安定した生活、社会及び公衆衛生の担保となっている。高齢者インフルエンザ及び成人用肺炎球菌予防接種を実施する事で、発症をある程度抑える効果や重症化を予防する効果が期待され、高齢者が感染症にかかったためにおこるADL(日常生活動作)の低下や、他者への蔓延を防ぐことができる。そのため、接種機会を市民へ安定的に供給することが重要となる。						

9 昨年度実施した事業内容
歳 出:賃金 276千円 (受診結果入力) 需用費 20千円 (消耗品費) 委託料 37,999千円
10 事業で得られた成果
高齢者インフルエンザ 11,386人(54.2%)、成人用肺炎球菌 1,940人(40.5%)
11 事業の効果
予防接種の実施によりインフルエンザ及び肺炎球菌罹患患者の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上に寄与する。
12 事業実施期間
継続
13 行政が関与する妥当性
国によって実施が勧められており、また、予防接種の機会を市民に設ける事業として市が実施することが妥当である。
14 緊急性
なし
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	成人予防接種事業
所属名	保健福祉部 健康づくり課成人保健担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	予防接種法に基づき指定されたB類疾病(個人予防を目的とする感染症)対象者に接種の機会を与える事業として妥当。A類疾病(集団予防を目的とする感染症)と異なり、任意で接種するため。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	接種の有無に関しては任意とされている。広く公衆衛生を保つために行政が関わる必要がある。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	予防接種は、ほぼ全ての自治体において実施されており、自治体の保健福祉福祉水準を確保するために必要となる。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	永年

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	予防接種法に基づき実施する。

評価調書

事務事業名	成人予防接種事業
所 属 名	保健福祉部 健康づくり課成人保健担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	職員に予防接種を行う技能はないため、委託する必要がある。また、広く予防接種を行うには現状の契約方法が最適となる。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	46,145,056	円	市民 受益者数 (b)	13,326	人	受益者あたりのコスト (a/b)	3,462.78	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	近隣他市と比べて補助額の水準・受診率ともに平均的である。							
コスト削減のための方策について記載								
補助金を下げる。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	33,855,714円		33,235,825円		38,295,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	7,850,056円		7,850,056円		7,850,056円	
③ 年間経費 (①+②)		41,705,770円		41,085,881円		46,145,056円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		41,705,770円		41,085,881円		46,145,056円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	成人予防接種事業
所 属 名	保健福祉部 健康づくり課成人保健担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	<p>予防接種法に基づき実施している。 高齢者が感染症に罹患することにより引き起こされるADL(日常生活動作)の低下や、周囲への蔓延を防ぐ上で接種は重要である。 接種の機会を安定的に提供すると共に、費用の一部負担を行うことにより接種率の向上に繋げる。</p>
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	<p>感染症の蔓延を抑制するため、実施が必要だが、接種料金や対象等については、他の自治体の状況を見ながら適正に見直しを行っていく。</p>
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	<p>上記のとおり</p>
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		内藤ひさ美
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	健康づくり課母子保健担当
款	衛生費_04	項	保健衛生費_01		目 03保健予防費
大事業	予防接種事業費		中事業	子どもの予防接種事業	
1 事務事業の目的					
予防接種により感染から子どもを守り、子どもの健康を守ると同時に、周囲への蔓延を防止する。また、症状の軽減効果を理解してもらい、未接種者をなくすことを目的とする。					
2 事務事業の対象					
市内に住所を有する、接種対象年齢の乳幼児および20歳未満の者					
3 現在の状態					
定期予防接種については、男子8種類(24回)、女子9種類(27回)予防接種を受けることになっている。対象者には、予診票を配布することになっており、H29年度から、予防接種手帳として出生後郵送している。それ以前に生まれた対象者には、対象となる時期に合わせて予診票を郵送している。個別に医療機関で接種できるようになっており、接種機会は担保されているが、接種率は、予防接種により差がある。					
4 経緯					
予防接種法による定期の予防接種は市町村長が行うこととされており、予防接種法に基づく予防接種の対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならないこととされている。					
5 根拠法令					
<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条及び第6条の規定 ・予防接種法施行令(昭和23年政令第167号)第1条の3第1項 ・笛吹市定期予防接種事業実施要綱 ・笛吹市ロタウイルスワクチン等接種費用補助事業実施 					
6 ニーズ					
定期予防接種については、男子24回、女子27回指定された時期に接種しなければならず、接種費用は高額のため助成を希望している。かつては、集団接種で行っていたが、現在は、個別接種で体調のよいときに受けられるようになっている。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
実際には、接種をするか否かは保護者の判断に任されているが、仕事を持つ保護者にとって、予防接種を受けるために休むことが負担になっていることも考えられる。また、機会があっても接種しない者がいることも事実である。					
8 必要性					
予防接種により国民全体の免疫水準を維持するためには、予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として一定の接種率を確保することが重要である。また、国内での疾病の発生は減少していても、国際交流に伴う諸外国からのウイルス入国や国外への渡航者数の増加が確認されているため、予防接種は世界的にも重要視されている。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容＝子どもの予防接種事業 2歳入＝無し(地方交付税の交付積算を含む) 3歳出 (1)短期雇用賃金(予防接種履歴個別台帳データ入力事務) 149千円 (2)需用費 918千円 ・消耗品費 ・印刷製本費(各種予防接種予診票及び補助券の印刷等) (3)役務費 172千円 (4)委託料(予防接種における相互乗入山梨県内医療機関への個別接種委託料) 109,504千円 (5)負担金、補助及び交付金 5,853千円 ・現状任意(ロタウイルス・おたふくかぜ)予防接種補助金 ・里帰り等による県内相互乗入以外の医療機関での定期予防接種の償還払い</p>
10 事業で得られた成果
<p>予防接種により、伝染のおそれがある疾病の大量発生及び蔓延が防がれている。予防接種により抗体を作ることで発症の予防、軽症化が図られる。ワクチンによって多くの感染症の流行を減らすことができ、病気で接種できない児や接種年齢に到達していない乳児、すなわち弱者への感染も減らすことができる。</p>
11 事業の効果
<p>予防接種法に基づき、定期予防接種を有効期間内に接種するよう通知し、健診等で勧奨することで接種率が上がっている。 任意の予防接種については、接種料金の一部を補助することにより、病気の予防、保護者の経済的負担を軽減している。</p>
12 事業実施期間
<p>継続実施</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>予防接種法第五条に基づき、市町村長が行うものとされている。</p>
14 緊急性
<p>なし</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	子どもの予防接種事業
所属名	保健福祉部 健康づくり課 母子保健担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	予防接種法に基づき、感染のおそれがある疾患の発病の発生及び、蔓延の防止、合併症の予防を図るため、予防接種を実施する。対象年齢や接種間隔が決まっているため、対象者を限定している。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	予防接種法及び結核予防法による定期の予防接種は市町村長が行うこととされており、予防接種法に基づく予防接種の対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならないこととされている。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	上記の定期予防接種以外に任意の予防接種(おたふくかぜ、ロタウイルス)については、接種料金の一部を補助している。病気にかかることにより、子どもの体及び保護者も仕事を休むなどの負担になる。予防接種をすることで、すこやか医療費の軽減にもつながっている。

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	予防接種法に基づき、感染のおそれがある疾患の発病の発生及び、まん延の防止、合併症の予防を図るため、予防接種を実施する必要性が高い。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	永年

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	市民のニーズ以前に予防接種法に基づき、感染のおそれがある疾患の発病の発生及び、蔓延の防止、合併症の予防を図るため、予防接種を実施しなければならない。

評価調書

事務事業名	子どもの予防接種事業
所 属 名	保健福祉部 健康づくり課 母子保健担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	法令に基づき市町村長が行うこととされているが、業務の特殊性により特定の医療機関でしか実施出来ないため。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	124,445,168	円	乳幼児 受益者数 (b)	14,102	人	受益者あたりのコスト (a/b)	8,824.65	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	予防接種の費用は、ワクチンコストに乳幼児の診察料、注射料等が含まれており、県内の予防接種実施医療機関の実情を踏まえ、また県下市町村の状況も踏まえ接種金額を各ワクチンごとに決めている。							
コスト削減のための方策について記載								
予防接種費用については、「地方交付税に含む」ではなく、接種実績数に伴う国庫補助事業の扱いを望む。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	113,380,196円		117,028,604円		116,595,112円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計 円	7,850,056円		7,850,056円		7,850,056円	
③ 年間経費 (①+②)	円	121,230,252円		124,878,660円		124,445,168円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)	円	0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)	円	121,230,252円		124,878,660円		124,445,168円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	子どもの予防接種事業
所 属 名	保健福祉部 健康づくり課 母子保健担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	<p>予防接種法等に基づき実施している。</p> <p>予防接種により感染症等の発症の予防や軽症化が図られ、感染症の流行を軽減できる。</p> <p>接種費用の公費助成により保護者の経済的負担軽減ができ、接種率の上昇に繋がることから必要な事業である。</p>
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	<p>任意の予防接種への補助を市単独で行っているが、これまでの接種率、効果及びコストを分析し、今後の方向性を決定する必要がある。</p>
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名	内藤ひさ美	
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	健康づくり課母子保健担当
款	衛生費_04	項	保健衛生費_01		目 02保健事業費
大事業	母子保健事業費		中事業	妊婦・乳幼児委託健診事業	
1 事務事業の目的					
妊娠期及び出産後の母と子の健康保持及び異常を早期発見するため、健康管理に適した時期に健診を行う。健診費用の公費助成をすることにより、妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、少子化解消の一助に資する。					
2 事務事業の対象					
市内に住所を有する、妊産婦及び乳幼児					
3 現在の状態					
妊婦は、妊婦健診の受診票を14枚、クラミジア、HTLV-1の受診票が交付され、妊娠期の経済的負担を軽減している。里帰り出産等県外の医療機関にかかった場合は、償還払いで対応している。また、産婦健診の費用補助を市独自で行っていたが、H30年度からは、産後2回が公費負担で受けられるようになった。乳児期に受診票を2枚交付し、医療機関で健診が受けられる。また、市の乳幼児健診で要精検の場合公費負担で精密検査が受けられる。					
4 経緯					
妊婦健診は、安全・安心な出産のために重要であることから、母子保健法及び子ども子育て関連法案にて「地域こども・子育て支援事業」に位置づけられ、市町村において妊婦健診の確実な実施を図るよう指導されている。 山梨県においては、市長会への委託により妊婦・乳幼児健診にて県内同一補助を行い、平成30年度からは産婦健診・新生児聴覚検査を加え補助対象とする。					
5 根拠法令					
母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条および第13条 笛吹市妊婦、産婦及び乳幼児健康診査費用助成要綱					
6 ニーズ					
安心して安全な育児を行うため、経済的負担の軽減と共に具体的な育児支援が受けられる。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
必要な時期に必要な健診を受けることで母子の健康管理を行うとともに、必要な子育て支援を行う。					
8 必要性					
妊娠期及び周産期、乳幼児期に健診費用の公費負担を行うことで、経済的状況に関係なく定期的な受診が可能になる。これにより、適した時期に受診することができ、異常を早期に発見をし、早期治療へと結び付けることができる。厚生労働省の指導に伴う事業であり、安心して産み育てられる環境づくりのために必要である。					

9 昨年度実施した事業内容
1 実施内容＝妊婦・乳幼児等健康診査事業及び産婦健診(市単)事業 2 歳入＝なし 3 歳出＝ (1) 需用費 189千円 (2) 委託料 47,319千円 (3) 補助金 1,569千円
10 事業で得られた成果
妊婦健診を定期的を受診することで安全なお産につながっている。また、異常があった場合も早期に発見することで、早期支援につながっている。 妊婦健診－7320回(HTLV-1、クラミジア含む)、産婦健診－460回、乳幼児健診－930回
11 事業の効果
妊婦が健康に妊娠期を経て出産を迎えるために、健診費用の公費負担を行うことで、妊婦自身の経済的不安を軽減し、定期的な受診が可能になり、出産から育児までの包括的な支援を行うことにより、安心して生み育てられる環境づくりが行えている。 H29年度は、乳児一般健康診査の受診者延べ845件中、要精密検査5件、要治療21件と早期発見につながった。
12 事業実施期間
継続実施
13 行政が関与する妥当性
母子保健法第12条、13条により、市町村が妊産婦・乳幼児の健診を実施することになっている。安心して生み育てられる環境づくりとして、また少子化対策としても必要な事業である。
14 緊急性
少子化対策として、安心して生み育てられる環境づくりは早急な対応を要する重要事業である。
15 類似事業
無し

評価調書

事務事業名	妊婦・乳幼児委託健診事業
所属名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	健康管理に適した時期に受診し、妊娠期から出産後の母と子の健康保持・異常の早期発見が必要である。また、健診費用の公費助成を行うことにより、妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、少子化の一助に資する。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条及び第13条の規定に基づき実施する。 笛吹市妊婦、産婦及び乳幼児健康診査費用助成要綱
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	平成29年度までは妊婦及び乳幼児健診のみ県内統一補助事業で、産婦健診については市単事業として行ってきたが、平成30年度より妊婦及び乳幼児健診に産婦健診と新生児聴覚検査が加えられ、県内統一補助事業となった。また、産婦健診については国庫補助事業となった。

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	妊娠期、周産期及び乳幼児期に、健診費用の公費負担を行うことで、妊産婦の経済的状況に関わらず定期的な受診が可能となり、安心して生み育てられる環境づくりが行える。 また、少子化対策としても必要な事業として妥当であり、厚生労働省の指導に伴う事業である。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	永年

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条及び第13条の規定に基づく事業であり、健康管理に適した時期に受診し、母と子の健康保持・異常の早期発見という観点からも必要な事業である。

評価調書

事務事業名	妊婦・乳幼児委託健診事業
所 属 名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	業務の特殊性により特定の医療機関でしか実施出来ない上、県内統一事業として山梨県市長会及び町村長会が、市町村を代表して山梨県医師会と契約を結び、市町村は市長会・町村長会へ事務委託を行うことで実施している事業である。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	64,776,545	円	受診者 受益者数 (b)	8,710	件	受益者あたりのコスト (a/b)	7,437.03	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	医師会とも相談の上、県内同一金額にて実施。							
コスト削減のための方策について記載								
事務体制の効率化を図る								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	49,793,000円		50,145,000円		49,076,433円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	2.0 人	15,700,112円	2.0 人	15,700,112円	2.0 人	15,700,112円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	15,700,112円		15,700,112円		15,700,112円	
③ 年間経費 (①+②)		65,493,112円		65,845,112円		64,776,545円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		65,493,112円		65,845,112円		64,776,545円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	妊婦・乳幼児委託健診事業
所 属 名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	母子保健法に基づき実施している。 健診費用の公費負担を行うことにより定期的な健診が可能となり、少子化対策として、「安心して生み育てられる環境づくり」が実践できる。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	笛吹市の将来を担う母子の健康のため、適正な時期に受診してもらえるよう事業の周知を行う。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		内藤ひさ美
会計	01 一般会計		所属	保健福祉部	健康づくり課母子保健担当
款	衛生費_04	項	保健衛生費_01		目 02保健事業費
大事業	母子保健事業費		中事業	妊婦・乳幼児相談事業	
1 事務事業の目的					
少子化、核家族化が進む中で市は、保護者の不安軽減や虐待を予防するために、妊娠期から子育て期に専門職による訪問や相談等の包括的な支援を行う。					
2 事務事業の対象					
笛吹市在住の妊婦、産婦及び乳幼児					
3 現在の状態					
出産又は育児の不安や負担軽減のため、市では、母子健康手帳交付時に個別相談を実施し、必要な妊婦には訪問につなげている。また、産後は助産師または保健師による全赤ちゃんの訪問を実施している。 ・母子健康手帳交付数 525件 ・赤ちゃん訪問数 486件 ・助産師相談数 144件 ・産後ケア(宿泊型)利用者 28名 71泊					
4 経緯					
近年、核家族化や実家が遠隔地にある等、家族の協力を十分に受けられず、妊娠、出産又は育児について、不安や負担を感じ、体調不良又は精神的不調をきたす事例(産後うつ)が見られ、児童虐待の発生要因になっている。母子への包括支援が、早急に必要であるとの国・県からの要請に対応					
5 根拠法令					
母子保健法(昭和40年法律第141号) 山梨県妊娠出産育児包括支援事業費補助金交付要綱 ・山梨県産後ケア事業実施要綱					
6 ニーズ					
少子化、核家族化が進み、赤ちゃんに触れたことがないまま親になることが増えている。また、働く女性が増えており、育児に対する負担感がうかがわれる。保護者の生活スタイルは大きく変えずに、子育てしたいという希望が強い。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
保護者が、育児休暇や0歳児保育など子育て支援サービスを有効に利用できるようにする。市および相談機関は、正しい知識の普及や具体的な育児方法を伝える必要がある。					
8 必要性					
妊娠、出産に伴い大きな不安を抱えている妊婦が増えているため、妊産婦の身体的不調・精神的不調を和らげ安心して出産、育児へと繋げることが重要である。産後うつ等精神的不調、不適切な養育を含む児童虐待増加の可能性のあることから、実施するものである。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容＝育児不安や虐待を予防するために、妊娠期から子育て期に専門職による訪問や相談、ケア等の包括的な支援を行う。</p> <p>2 歳入＝</p> <p>(1) 国庫補助金(乳児家庭全戸訪問事業) 868千円 (母子保健衛生費補助金「産後ケア事業」) 604千円</p> <p>(2) 県補助金 (乳児家庭全戸訪問事業) 840千円</p> <p>3 歳出＝</p> <p>(1) 報償費 2,406千円</p> <p>(2) 需用費 ・消耗品費 281千円 ・印刷製本費 32千円</p> <p>(3) 委託料 987千円</p>
10 事業で得られた成果
<p>母子健康手帳交付時の妊婦相談で妊娠、出産に関わる課題を確認でき、その後の支援に繋がっている。赤ちゃん訪問では、助産師又は保健師が訪問することで、具体的な育児方法を伝え支援に繋がっている。また、産後ケア事業は、育児不安がある4ヵ月未満の赤ちゃんと保護者を対象としており、必要な人が宿泊しながら相談できるため、利用者からは、不安解消につながり利用してよかったという感想が聞かれている。</p>
11 事業の効果
<p>妊娠期から子育て期にかけて、助産師・保健師等専門職が支援することにより、家族間の調整、必要な母子保健・子育て支援サービスの導入を図る等、具体的支援を実施している。支援を必要とする家庭が増えており、関係課との連携も必要になり包括的な支援を行うことにより、安心して産み育てられる環境づくりを行っている。</p>
12 事業実施期間
<p>継続実施</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>次世代育成支援対策の推進に必要な総合的施策として行われるものであり、安心して産み育てられる環境づくりとして、また、少子化対策としても市が実施することが妥当である。</p>
14 緊急性
<p>近年、妊娠、出産に伴い大きな不安を抱えている妊婦が増加しており、産後うつなど精神的不調、不適切な養育を含む児童虐待が全国的に懸念されている。</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	妊婦・乳幼児相談事業
所属名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	妊娠期から子育て期の包括的な支援ではあるが、保健指導、健康相談等を希望する妊産婦に対して行う事業のため。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	母子保健衛生費国庫補助金及び、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に伴う山梨県妊娠出産育児包括支援事業費補助金の該当事業であり、次世代育成支援対策の推進等に必要となる総合的施策として行われる。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	出産および育児不安が増加する中、親子の心身の状況、養育環境等を把握することで、支援の必要な家庭に適切な支援を心がけている。また、乳幼児のいる家庭と地域社会とをつなぐなど孤立を防ぎ、健全な乳幼児の育児環境を確保するためにも実施する必要がある。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	永年

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	希望者への対応事業であるが、助産師への相談及び産後ケアセンターともに利用人数は年々増加傾向である。

評価調書

事務事業名	妊婦・乳幼児相談事業
所 属 名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	国、県、市町村が一体となり子育て包括支援として母子保健法に基づき行われている事業である。事業については、専門職の対応が不可欠であるため、適切に委託は行えている。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	13,463,019	円	産婦・乳児 受益者数 (b)	108	泊	受益者あたりのコスト (a/b)	124,657.58	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	国、県にて提示された単価をもとに行われている事業なので、適正と思われる。							
コスト削減のための方策について記載								
事務業務の効率化を図る。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	2,721,000円		3,834,000円		3,705,505円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	1.0 人	1,907,458円	1.0 人	1,907,458円	1.0 人	1,907,458円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	9,757,514円		9,757,514円		9,757,514円	
③ 年間経費 (①+②)		12,478,514円		13,591,514円		13,463,019円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		12,478,514円		13,591,514円		13,463,019円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	妊婦・乳幼児相談事業
所 属 名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	子ども子育て支援法に基づき、包括的な子育て支援策として実施している。 利用者数は年々増加傾向にあり、「安心して生み育てられる環境づくり」のため必要な事業である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	出産や育児に対する不安を軽減し、笛吹市で安心して暮らしてもらうために、継続して行う。 産後ケア事業については、県と27市町村の協働事業であり、事業者との契約は、県と27市町村で組織する産後ケア事業推進委員会が行っている。したがって、市は事業者と直接契約を行っていないことから、委託料として支出すべきものではないと考える。なお、現在は、予算を見直し、負担金として支出している状況である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		